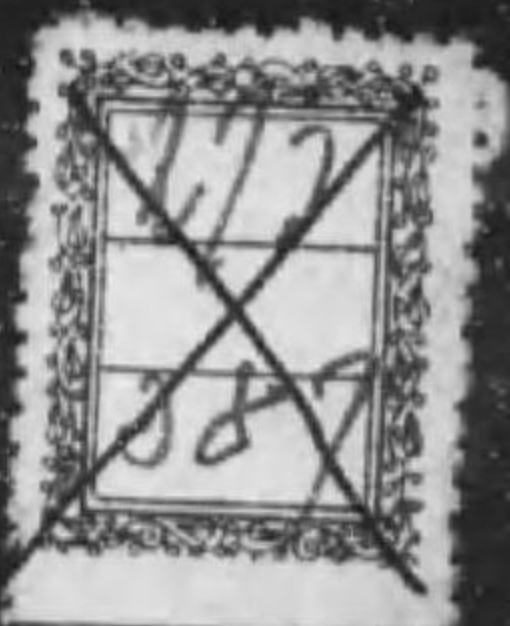


周易講義
卷五

特112

1014



始



47112
101

大野雲潭題字
山岸輯光講述

周易講義卷五

東京 奎文館藏版

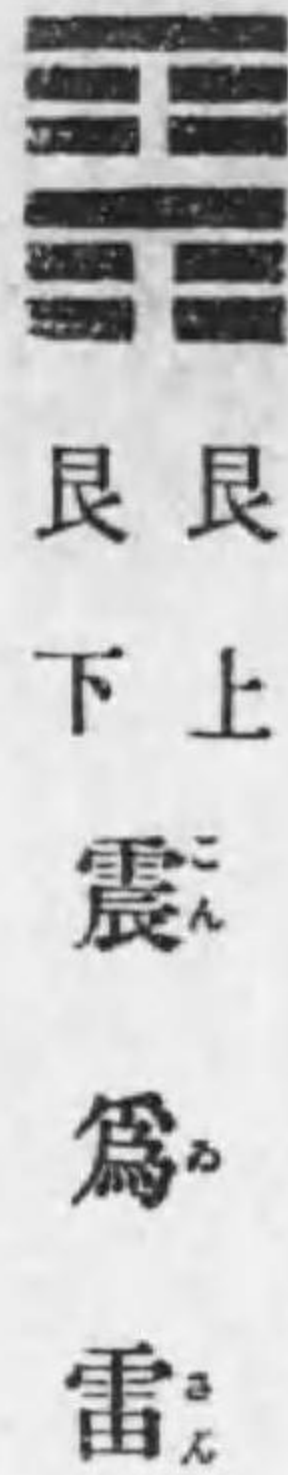
周易講義第五卷目次

<p>艮下 艮上 艮為山……………二四五</p>	<p>目</p> <p>艮下 巽上 風山漸……………二四</p> <p>兌下 震上 雷澤歸妹……………三三</p>	<p>次</p> <p>離下 震上 雷火豐……………三三</p>
<p>艮下 離上 火山旅……………二四三</p>	<p>巽下 巽上 巽為風……………二四</p> <p>兌下 兌上 兌為澤……………三三</p>	<p>坎下 巽上 風水渙……………二五</p>

大正
6. 12. 5
內交

周易講義 第五卷

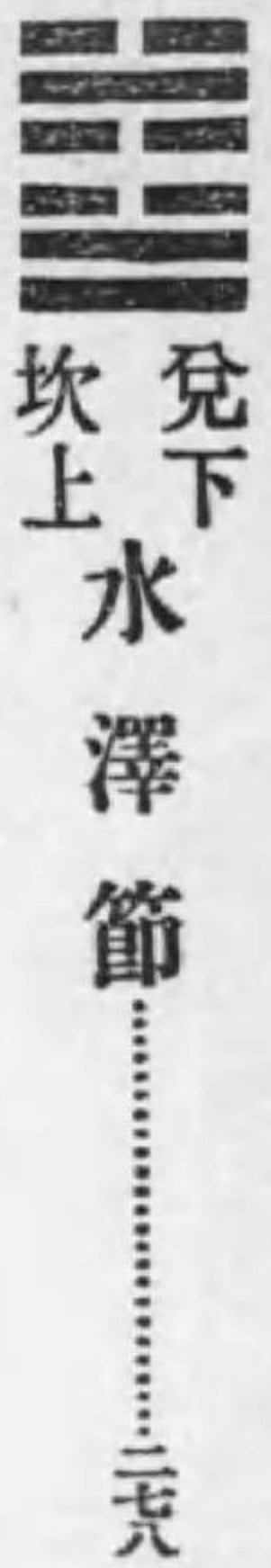
思用齋 山岸輯光講述



艮を山とす、山は止まりて動かさず、本卦は一陽が二陰の上に止まりて動かざるの象なり、序卦に震動極まれば静止す、亂極まれば治まる、故に震に次ぐに艮を以てすとあり、凡そ苦あれば樂あり、困難の後に安樂を迎ふるは自然の理なり。

艮其背不獲其身行其庭不見其人无咎。

本卦の象辭は、凡そ人の安居を得ざるは人欲に牽かるゝからである、人欲を離るれば安居を得べしとの意なり、さて人欲は外物が目の前に来る故に起る、故に其の外物を見ぬ所に止まり居れば宜し、すべて前は物の見えるもの背は見えぬものゆゑ、背に艮まるといひて見えぬ所に止まり居れとのことなり、人皆目がある以上は物を見ぬ譯にはゆかぬ、目に見ても心に視るな



占筮法
自跋



周易講義第五卷目次終

耳に聞ても心に聴くなといふことあり、凡て本心を迷はず外物は、見て視ず聞て聴かずと決心することは「艮其背」の謂なり、又我身といふことを忘れるとの意を「不獲其身」とはいふなり、凡そ世間に色々の苦情のあるは、銘々我身に利せむとする故に、己れの利と他人の利と衝突して争を生ずるものなり、故に各々我身を忘れて仕舞へば苦情はなくなる、我身を忘るとは我私欲を去ることなり、私欲深き人は人の迷惑になることをしても何とも思はないで、唯自分さへよければ喜んで居るといふ有様を其身を獲るといふ、其の心を改めて天下と共に利を得天下と共に樂むといふ如く、公正の心を持ってといふことなり、又「行其庭不見其人」とは、庭は庭園なり、庭園の中はいくら廣いといつても知れたもの、何物でも目に留まり易し、況して人でも居れば直に其の人を見るを得べし、然るに其の背に良まり居れば、其の人の様子など一向氣が附かない、人は利益を得ようと思まいと氣を付けず、自分に人道を得るが肝要なりと心得よ、斯の如くなれば咎なしとの意なり。

象傳曰。艮止也。時止則止。時行則行。動靜不失其時。其道光明。艮其止。止其所也。上下敵應。不相與也。是以不獲其身。行其庭不見其人。无咎也。

一卦の名義をいふときは、艮は其の處に止まりて安んずることなり、然るに止まるべき時に止まり、行くべき時に行き、行動すると靜止すると、其の適當の時機を外さぬときは、其の方法真に光大にして立派なるものなり、其の止まるといふは、人各々止まるべき所に止まることなり例へば君となつては仁に止まり、臣となつては忠に止まり、父となつては慈に止まり、子となつては孝に止まり、其の外各本分に止まるが「止其所也」といふなり、此の一節卦名を説明せしものなり、さて又本卦は上下とも震にて、初と四、二と五三と上「皆陰陽相應せずして匹敵の應なり、故に互に與みせず、即ち陰陽の配合をなさざるなり、斯かる場合には兎角衝突し易き故に、我身を忘れ私欲を離れ、其の一家の庭園中といへども、他の人の事は心に措かず、我が本分を務むるが肝要なり、左すれば咎なしとなり、此の處は全卦のはたらきをいひしものなり。

大象曰。兼山艮。君子以思不出其位。

山の重なりしを艮といふ、兼山は重山の意なり、山が重疊して各山其の所に止まりて動かす、君子は山の止まりて動かざる有様を觀て、其の地位を守り、己れの地位にて務むべき本分の外の事には、念慮を傾けずとの意なり。

【占斷大要】 本卦を得るものは萬事強いて進退せず、自然に任じ置くを利とす、止まるも行くも時に在り、人の能する所にあらず、時に順ひて進退動靜すべし。◎獨立特行事をなすの象なり、此の際人に依頼せざるを宜しとす、他人の幸福を羨むべからず、唯自ら務むべき事を務むれば咎なし。◎協議することは調和しがたし。◎何事に限らず其の所に止まりて上下せざる象なり。

初六、艮其趾无咎。利永貞。

初六は陰柔にして陽位に居り、其の位地を得ず、最下に居り、人に取れば足の位地なり、行動するときは足にて進退す、然るに行動の前其の足を止めて動かす、故に未だ正を失はず、故に咎なし、凡そ陰柔なるものは意志堅固ならざるものなり、故に久しきを経るも真正の道を失はざれば利しとなり。

象傳曰。艮其趾未失正也。

最下に居て獨り出て、先輩の上に立たんとするが如きは凶の道なれども、足を止めて下位を守り居るは、未だ真正の道を失はざるものなれば咎はしといへり。

【占斷大要】 聖人嘗て思ふことは其の位を出でずと云へり、中庸にも君子は其の位に素して行ふ、而して其の外を顧はずとあり、貧賤に素しては貧賤に行ひ、富貴に素しては富貴に行ひ、凡そ其の位地に應じたることを守り居れば利しきときなり、實直にして分を守れば咎なし、人の幸運を羨むべからず、眼を地平線に据えて途を行けば過なかるべし。

六二、艮其腓不拯其隨其心不快。

六二は陰にして陰位に居り中正を得、能く止まるべき位を得たれども、己れの應すべき六五も陰にして同性なれば援けとならず、即ち人君に用ひられざるなり、止むを得ず上に居る比鄰の九三に比從して、事を共にせんとすれども、九三は陽にして陽位に居り位地中ならず、故に氣

荒らく剛情にして、却々陰柔なる六二の言ふことなどは聽かず、自分勝手に事をする性質なり六二が之に従ふは恰も腓の肉が腰股に隨つて行動するが如し、腓の肉は自ら動止する能はず、腰股の意の儘に従ふ、六二は九三の意の儘になりて居るなり、是れ六二の位地は「艮其腓」といふべきものなり、六二は柔弱にして腓肉同様なれば、到底九三の腰股を諫めて其の我儘なる行動を匡救すること能はず、唯々諾々として従ふのみ、是を「不拯其隨」といふなり、斯かる有様なれば六二自身は中正を得て地位を保ち居るといふのみで、心中面白も可笑もなしと、是を「其心不快」といふなり。

昔時宋の神宗帝の時、王安石用ひられ、大に改革を行ひ、諸般の政務を一變せしが、其の新法往々不便なるものありしかば、非難攻撃少からざりき、時に趙抃なる者安石と同じく朝に立て參政となり、亦安石の爲す所を善なりとせず、之れと争ふことありと雖も、勢力抗する能はずさればとて辭任することをも叶はず、常に苦々と言つて日を送りしといふ、實に意氣地なきやうなれども、段格の違ひしものと組めば何人にも斯の如し、趙抃は腓肉なり、腰股の行動に隨はざるを得ず、凡そ失策と知りながら之に従ふは如何に苦しきことならずや、故に國家の關員となるものは勿論、苟も責任を以て事を爲すもの、同僚の人格に注意せず、一時の利便によりて共同せば、幸に無事なれば則ち已む、苟も事ありて利害に大關係を生ずるとき己れ腰股た

らは攻撃の的となり、腓肉ならば自ら苦々と言はざるべからず、猛省せざるべけんや。
象傳曰。不拯其隨。未退聽也。

六二が九三の行動を匡救し得ずして、其の儘に従ひ居るは、九三は剛情にして、却々六二などの言ふことを未だ退き省みて聽て呉れぬ、故に斯かる境遇に居るなり。

【占斷大要】 氣象弱き故に上位の人の壓迫を受け、如何ともする能はざるときなり、然れども溫和正直なる性質なれば、終には運勢を得て自得すべし。

九三、艮其限。列其夤。厲薰心。

九三は陽剛にして陽位に居り中を得ず、故に剛強に過ぎて剛情我慢、頑として動かざること、猶身體の腰骨の上體と下體との限をなして、其處に止まりて進退せざるが如し、これを「艮其限」といふ、腰は常に屈伸せざれば身體の自由を得ること能はず、今腰骨を頑固に止めて動かさざれば、腰と脊骨の肉を裂き取つたやうなるもので、上下二體を切離したも同様なり、是を「列其夤」といふ夤は脊肉なり、列は裂と同じ、凡そ剛に過ぎて我意を貫かんとするものは、一方に偏して事の中庸を得ること能はず、甚だ危険にして安心を得ず、常に心中は煙に薫り苦むこと多きが如く、安意を求むることなし、是を「厲薰心」といふ本爻は下卦の上に在りて恰も人體の腰に當る、其の腰骨餘り強過ぎて屈伸自在ならず、爲に全體の不自由を感ずるの象なり。

象傳曰。艮其限。危薰心也。

其の限に止まるが如く頑固に動かざるときは、進退屈伸の融通なきを以て、危険にして常に心を悩ますこと煙に薰ぶるが如しとなり。

【占斷大要】 此爻變すれば山地剝となる、我意強くして衆の惡む所となり、何人も同情を寄するものなく、終に身を剝するに至るべし、速に節を屈して多數の意見に従ふべし。◎世間には幾少の事に角を立て、又聊かの功勞を恩に掛け、俸給報酬を争ひ地位を争ふもの往々見る所なり、此等の輩は到底衆に容れられずして、長く従事する能はざるべし、凡そ人の爲に謀りて忠にして其の功に誇らず、謙謹にして正道を守るものは、時に縮むることありといへども、將來に贏るは固より其の所なり、功を立て、其の功に居らざるを以て益々功あるものと知るべし、本爻を得るものは少しく才學あるものならば、之に自負して人を凌ぎ、或は僥倖を希ふの心あり、速に心を改めずんば身を立つる時なかるべし。◎門を出て、負傷するの象なり、我意強き爲に後日失敗して悔ゆるも及ばざる象なり。

六四、艮其身。无咎。

「艮其身」とは、其の身分を正しく守る上に止まるをいふ、六四は六五の君に比従し、大臣となりて輔弼の大任を受け居るものなれば、天下の事を掌る職務なれども、陰柔にして才足らず唯己れの身を正しくするに止まるのみ、陰柔陰位の身なれば位地は相當し居り、即ち柔正を得たり、故に功を立つることは出来ざれども、咎なきことを得べし。

象傳曰。良其身止諸躬也。

「良其身」とあるは、天下の大政を以て自ら任して差支なき人物ではなけれども、正道を一身に守ることは能くする人なりとの意なり、兼ねて天下を善くすること能はず、而して其の身を善くすることは爲し能ふ程の人物なれば、普通以上の人といふべし、咎を免かるは當然なり。

【占斷大要】 本爻のときは権力なく、言聽かれず謀用みられざるの時なり、暫時隠忍して時運の來るを待つべし。○我分限に止まりて他の幸福を羨むなかれ、暫く止まりて分を守れば、身を安處に置くを得べし。

六五、良其輔言有序悔亡。

「良其輔」の輔は、口邊の肉なり、口のことを云ふ、良其輔は言語を慎むといふ意なり、言ふべきことは明言し、理に違ふことは言はず、言語の止まるべき處に止まるなり、蓋し六五は君位にて、命令勅令等を出して萬民を治むものなり、其の命令勅令は悉く萬民の遵奉すべきものなれば、一令毎に道理を履まざるべからず、其の命令順序の次第あるときは、民皆信じて之を奉ず、故に悔事消滅して安泰なり、是を「言有序悔亡」といふ。

象傳曰。良其輔以中正也。

其の輔口を慎みて濫りに命令を發せず、言ふべきを言ひ、非理のことを口に發せざるは、抑も本爻は陰にして陽位に居り、全く中正を得ずといへども、中正を得たる人君と同様に務むべき

を務むるを以て正を失はざるなり、凡そ資格は異れども資格あるものと同様の効果を擧げ得るときは、同資格となるは勿論なり。

【占斷大要】 禍は口より生ず、白珪の玷けたるは尙磨くべし、斯の言の玷けたるは爲むべからず、本爻を以て此の言を銘して言語を慎むべき時なり。○又正言肺腑より出て、人を感動せしむるの象なり。○用談條理あり順序あり、人皆心服するの象なり。此の言の爲に、不和なりし者忽ち喜んで膠漆の交を爲すの象なり。○此爻變すれば風山漸となり、漸の五爻に鴻漸于陸、婦三歲不孕、終莫之勝吉とあり、吉兆の運なり。

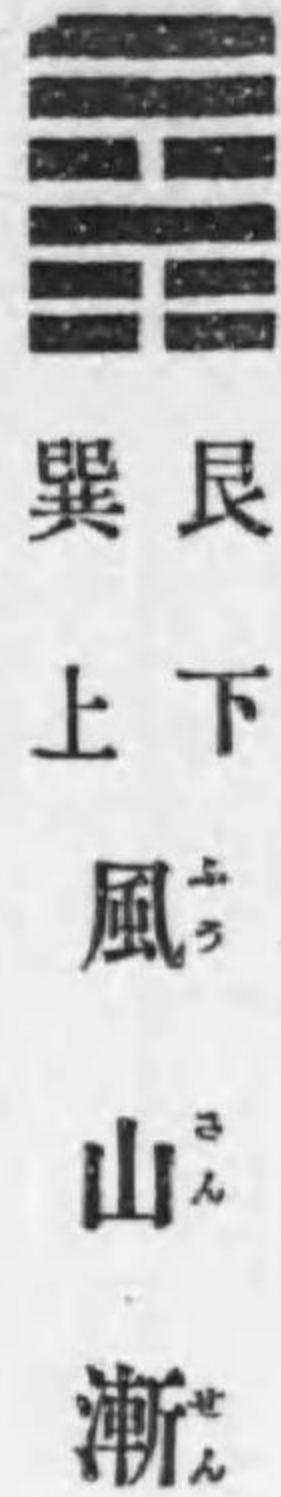
上九、敦艮吉。

「敦艮」とは、止まるべき處に安んじて動かざることなり、道理を守るに堅固なるものは、止まるべき處に止まることに篤實なり、是れ善を盡すものにて吉なること勿論なり。凡そ人青年より志を立て、學を修め智を啓き、社會に出て、各種の事に従ひ、得意の時もあれば失意の時もあり、經驗と鍛錬とを重ねて、終に止まるべき位地に止まり、以て後生の標準を示す、其の樂み如何ぞや、又道理に止まり志篤きものは、仁に止まり忠に止まり、孝に止まり信に止まり止まるべき道に止まりて、篤く之を守りて動かさず、以て後生の標準を示す、其の樂み是れ亦如何ぞや、今上九は剛健にして上に居り、良の主となり止まるべき終を得たるものなり、是を以て吉なり。

象傳曰。敦艮之吉。以厚終也。

凡そ終を全うするは難きものなれども、能く止まるべき道に止まるときは全うすべし、故に止まる道に篤く志を立つれば吉を得る道理なり、是れ事の終を厚く全うする故なり。

【占断大要】 剛毅正直にして篤行あり、始あり終あり信用ありて百事亨通するの象なり、故に本爻を得るものは、宜しく順序を覆んで事を爲し、常變とも此の心を失はず、以て臨機の處置に出づべきなり。



序卦に物は止まりて終るものにあらず、必ず進動するものなり、而して進むに漸を以てす、故に艮に次ぐに漸を以てすとあり、巽は風なり木なり、艮は山なり、山の上に樹木生ずれば風に動かされで成長すること漸なり、徐々に成長するなり、物の長する漸を遂うて進むに象るなり
漸女歸吉利貞。

凡そ漸く進むの象は、女子の嫁するまでに至る有様の如きものなり、女子生れて漸く年頃になり良縁ありて嫁するにも、媒人を立納幣の禮を追ひ、吉月令辰を擇ぶ等、夫れ々々順序を立て次第を履んで實行するなり、斯く順序を追ひ漸を以て夫婦の固めをなしてこそ目出度吉を得べけれ否らざれば奔女となりて不吉なり、故に道を履み禮を正して進行するが利しとの意なり凡そ人たるもの事を執るに漸進の方法を誤らず、女子の嫁するに至るが如く次第を履めば、失敗

すること少なくて満足なるべし、それに就ては常に真正に眞面目なるが利し。

象傳曰漸之進也。女歸吉也。進得位。往有功也。進以正。可以正邦也。其位剛得中也。止而巽。動而不窮也。

漸は進む義なり、順序を追うて徐々進むことなり、順序を追うて進むは、女子の嫁するに次第あるが如くなれば吉なり、「漸之進也」とある之の字は、衍文なるべし、漸進也女歸吉也といふがよろし、さて又本卦漸進の象を吉へば、諸爻中六二より九五まで陰陽各正位を得たり、是れ風水渙^{三三}の第二爻が進んで第三爻と交易し、火山旅^{三三}の第四爻が進んで第五爻と交易し、是に於て陰陽各々正位を得たり、凡て斯の如き順序を以て、進んで事を爲すときは何事も成功すべし、是を「進得位往有功也」といふ、斯の如く進むに正しき順序を以てするときは國家の大なるをも正しく治むべし、況や一家一身の小なるをや、是を「進以正可以正邦也」といふ、こゝにて一段とす、さて又君位より言へば、其の位地は陽剛にして中正を得たり、是れ「其位剛得中也」といふ、卦の全體は安んじ止まるが内主となり、順正の道に従ふが外面の働となり即ち道理に止まりて道理の應用あるに従ふ、故に動き進みてゆきつまることはいないとの意なり是を「止而巽、動不窮也」といふなり。

大象曰。山上有木。漸君子以居賢德善俗。

山上の樹木の成長するは漸次の事なり、漸を追はざれば何事も成らず、君子は漸の象を觀て、天下を治むるには先づ己れの徳を賢明にせざるべからず、己れが賢明なる有徳の君子に進めば世の中の風俗までも善くするを得べし、己れを修めて人を治め、我身より天下に及ぼす、是れ漸の道事の順序なり。

【占斷大要】 漸く立身する運勢なり、順序なき幸福は如何なることをも當てにすべからず、凡そ志願の事は成ること遅しと雖も遂に目的を果すべし、何事をなすにも順序を追ふべし、急進の成功は望むべからず。

初六、鴻漸于干、小子厲有言、无咎。

鴻とは鴻雁のこと、カリカネと訓す、普通にガンといふ、雁のことなり、蓋し初六は陰にて才弱く剛健ならず、故に進むこと甚だ徐々なり、之を鴻雁の進み來るに喩ふれば、水と陸との際まで來るが如し、漸く水を離れんとす、種々の勞苦を積んで海洋萬里を踰え、漸く水邊の陸地まで來りたり、然れども未だ他の目より先途を見届けられず、千辛萬苦して遙々飛來りて、辛うじて陸地に近き水際まで來ることに就ては、普通小人の目よりは危険のことに思ひ、非難も受け毀譽も多きことなるべけれども、漸く進んで發展する方法は是れより外になし、故に「鴻漸于干、小子厲有言、无咎」といふなり。

象傳曰。小子之厲、義无咎也。

凡そ大業を企つる程の人才の志は、普通小人の危険に思ふ所多し。然れども義理に於て爲すべきを爲すことなれば、惡しきことなしとの意なり。

【占斷大要】 目的ある事も未だ成らざる故に、衆に疑はれ危まるゝ時なれども、其の事成功の理ある故に衆言憂ふるに及ばざるなり、又他人の幹旋を謝絶して一時其の意に逆ふといへども、道理ある謝絶なれば差支なき象なり◎小官に就くか、小職業に就くか、凡て始めて世間に出て、獨立する時なり。

六二、鴻漸于磐、飲食衎衎、吉。

六二は柔順の性質にて陰位に居り中正を得、九五の君位と正應すべき位地なり、人事に取れば性質も善し、上位の人に知己もあつて、安心の場所へ進み得て、飲食でもして徐に心を樂め身を養ひ居る有様を、「鴻漸于磐、飲食衎衎」といふ、磐とは水邊の岩の上の平面なる處なり、初六の時水涯まで進み、此の爻は其の平面なる岩の上に止まり、悠々と飲食して心身を養ひ、衎々として前途尙進むべき時機を待ら居るなり、誠に幸運にて吉なる所以なり、併し幸運なれども性質陰柔なれば、剛健のもの、如く不次の升進は出來ず、順序を踏みて徐々に進む、故に元吉とか大吉とか盛大なる身分には至らぬ體なり。

象傳曰。飲食衎衎、不素飽也。

飲食衎々といへば、如何にも毎日酒に酔ひ肉に飽き、淫樂に耽り居るやうなれども、決して素

しく酒食に飽き居るにあらず、柔順中正の徳ある賢者が、剛健中正の徳ある人君に用ひられ、言聽かれ謀用ひられ、徳天下に及ばんとす、其の樂み飲食行々と和樂するが如しとの義なり、徒らに飲食に飽くをいふにあらずとなり。

【占斷大要】今は漸く安心の身分となるの時なり、併し未だ我意の如くならざれば、尙一層の忍耐努力を要す。卑き所より漸く升りて重臣となり重役となり、又貧賤より漸く進んで富貴に至るの象なり。

九三、鴻漸于陸。夫征不復。婦孕不育。凶。利禦寇。

九三の地位は鴻雁漸く進み來りて陸地に上りたる有様なり、然るに雁は水鳥にて水涯に居るべきに、今陸に來るは安地にあらず、蓋し九三は陽剛にして陽位に居れば、進むに都合宜しきやうなれども、上位の人に援助するものなし、即ち上九は其の位地は應交なれども三も同じく陽剛にして正應にあらず、是れ上に助けなきの象なり、是の時正道を守りて時を俟ち居れば宜しけれども、九三の性質として待つて居られず、幸ひ隣家の六四は九五の君に親み信用せられて居る故に、先づ六四を手に入れんとして工夫し、遂に六四と夫婦の如く仲よくなつた、六四は固より陰柔なれば九三の言ふが儘に従ひたり、然るに此の夫婦は元々九三の野心より結んだ約束なれば、正當の道にはあらず、不正不義の契りなり、九三に於て斯の如き不正なことをして顧みないときは、此の夫婦は到底偕老の契を全うすることは出來ず、婦は假令子供を生んでも

自ら育てることも叶はず、悲惨の目は遇ふべし、甚だ凶の道なり、是を「夫征不復婦孕不育凶」といふ、征不復とは不義のことを仕通して反省することを爲さず、よい氣になつて居るをいふ、夫は九三婦は六四なり、そこで九三の身の上に就いて利する所は右様なる不義の結婚を止めて、何處までも正道を履んで行くにあり、九三の寇は即ち六四なり、六四に惡氣はなくとも三の爲には寇となるものなれば、之を防いで遠ざくるが利しとなり、本爻は内卦の上に在り、今より外卦に移らんとする肝要なる場合なり、人事に就いて言へば、身體強壯才學も可なりあるものなり、眞面目に漸進して行けば立派な男になれるものを、今の處世話する人がないのを病みてやけを起し、酒色に耽りて果ては端した女を引入れて、子供が出來ても養育することも叶はず、あたら志を空しくするもの往々見る所なり、青年有志のもの自ら戒むべきことならずや。

象傳曰。夫征不復。離群醜也。婦孕不育。失其道也。利用禦寇。順相保也。

夫往いて復らすとあるは、正道を履んで漸進すべき仲間を離れて、獨り氣儘なることとして、甚だ外聞に關することをいふなり、婦孕んで育はずとあるは、元々正當の道を履んで夫婦になりしにあらず、一時の馴れ合ひのことなれば、其の道を失ひ居り、子供の養育などは出來る筈なきをいふなり、寇を禦くに用ひるに利しとあるは、不義の關係を絶つときは、惟九三の利のみ

ならず、先きの情婦たる六四の身の上にも利となり、順正の道に復りて互に利益を保合ふこと
になるこの意なり。

【占断大要】 立身出世を急ぐ爲に、親戚朋友に對して義理を缺き、大に人望を失ふの象なり、然れども元來剛明の性質なるを以て、過を改め我意を折て順に復れば、漸く幸福の身となるべし◎人と約したることに背きて、功利を占めんとする象なり、深く慎むべし◎妊婦此爻を得れば流産の象なり。

六四、鴻漸于木、或得其桷、无咎。

六四は雁が進んで木に止まりたれども、木は固より水鳥の安所にあらず、蓋し水鳥は趾の指間連りて木の枝を攫む能はず、故に安んずるを得ざるべし、併し枝の中の角柱の如き平柯を得れば差支なしとの意なり、抑も六四は陰柔なる性質にてありながら、九三の剛陽を凌いで其の上に進み出でたり、何時九三の爲に突落さるゝも計りがたし、甚だ不安心なり、併し六四は陰柔にして陰位を得て居るものなれば、飽くまで柔順の徳を守り、九三より何程難題を言ひ掛けても柔を以て之をあしらひ、敢て抵抗せずば咎なきを得べし、其の柔の徳に居るが桷を得たると同じく、六四に取りて咎なき所以なり。

象傳曰、或得其桷、順以巽也。

「或得其桷」この意は、六四に取りて柔順に巽ひて抵抗せぬのが何寄安全なること、猶雁が角

柱の如き平たき枝に止りて安んじ居るが如しとのこなり。

【占断大要】 不安の中に安處を得るの象なり、本爻の場合は柔の剛に克つるときなり、柔順巽従を以て身を立て家を興すの象なり。

九五、鴻漸于陸、婦三歲不孕、終莫之勝、吉。

九五は剛健中正を得て人君の位に居るものなれば、百事思ふ如くなるべしと雖も、時勢漸進の時にて、必ず順序を以て進まざるを得ざる場合なり、因て己れの正應たる六二の賢婦人と結婚し、以て内外修治の輔佐たらしめ、併せて世嗣を得て萬世の基礎を固うせんとす、然るに九三と四六とが間隔をなし、二五の配合容易に成らず、故に六二の婦人も三年の久しきを経て妊娠せず、併し二と五とは固より正當の應者なれば、三と四が如何に妨害をなすといへども、到底二五の志に勝つこと能はずして自ら退くべし、然る後二五は公然結婚を發表して志を果し、吉を得べしとなり。

象傳曰、終莫之勢、吉得所願也。

三四が如何に隔つるといへども正道には勝つ能はず、是れ二五の吉を得る所以なりとあるは、漸進の時各種の障物物を凌ぎて、豫ての志願を成功することはいふ。

【占断大要】 事業經營中發展に故障を生じ、思ふ如く進歩せず苦心する時なり、然れども必要に迫られ居る事なるを以て、

漸く目的を達すべし。○資産家にて何不自由なけれども、子供に縁薄きの象なり、此及に當るものは陰徳を施して幸運を迎ふるものとす。

「漸_ニ于陸_一」の陸はキと讀みて虚空のことなり、上九は漸進して中天虚空の高きに上り、漸の極に至りたり、鴻雁も高く翔りて此の處に進むときは、羽を伸べ風を切、縦横自在に逍遙すべし、此の時下より鴻の羽翼の壯麗なる見て、皆其の順序を進んで揚々自得の身となりしを儀法として、各自之に倣はんことす、漸進して此の境遇に至る誠に吉なりとなり、凡そ人の少年より順序を追うて、學を修め業を習ひ、着々進んで終に社會の上に立ち、人を治むるに至るは、實に一朝一夕の事にあらず、人生此に達すれば大成功といふべきなり。

象傳曰。其羽可用爲儀。吉。不可亂也。

上九の羽翼が衆人の儀則となるべく、誠に吉なる所以は、其の志高尚にして潔白、富貴利達なごに心亂すやうなることなければなりとなり。

【斷大業】 功成り名遂げ 從容自得、天子の寵遇を辱うし、萬姓の法を垂る、其の快樂如何ぞや、而して木爻に當るもの、益々謹慎して其の徳を崇高ならしむることに務むべし。



兌 下
震 上
雷 澤 歸 妹

進むものは必ず歸着すべし、歸妹は女の歸嫁することなり、歸着して安んずるものは女の歸くを以て第一とす、女子生れて漸次成長し、遂に夫の家に歸着す、歸妹の漸に次ぐ所以なり、妹は少女の稱なり、少女が長男に嫁して其の夫に従つて事をなすの象を震上兌下とす、震は長男の象兌は少女の象なり、又震は震動の義、兌は喜悅の義、震の長男が先きに立て働けば、兌の少女が悦んで之に従ふ、即ち夫唱婦隨の意になるなり、是れは表面の解釋なり、其の裏面に至りては順序を履まざる所あり、象辭を見て知るべし。

歸妹征凶。无攸利。

さて歸妹は征けば凶、利しき攸なしとあるは、其の理由如何といふに、先づ此に妻を迎ふべき年輩の男子あり、此のもの働きある好男子なれば、或る少女は之を慕ひ、父母の命媒酌の言を待たずして、自ら行きて夫婦となる、妹といへば尙姉女も居るべきに、姉の身の未だ定まざるに妹として右様の我儘をすることは凶も甚だ利しきことにあらずとの意なり、漸の卦は萬事順序を履んでなすことなれば、女婦吉とあれども、本卦は其の反對なり、尙象傳及各爻の辭を見るべし。

象傳曰。歸妹。天地之大義也。天地不交而萬物不興。歸妹。人之終始也。說以動所歸妹也。征凶。位不當也。无攸利。柔乘剛也。

此の傳は本文より續けて讀むと能く解かるべし、即ち歸妹の方法は本文の如く凶にして利なし併しながら少女が歸ぐに不正を以てするもは宜しからざれども全體嫁娶の事は天地の大義である天地は萬物を生育するとはいへども、天氣が降り地氣が承けることをせず、天地の生氣が交らされば、如何に生育すべき氣はありとて萬物は興らず、男女配合せざれば子孫生育せず、然らば男が娶り女が嫁するは天地の大義たる所以なり、是を「歸妹天地之大義也、天地不交而萬物不興」といふ。而の字を則の字と見る方然るべし、さて又女を此方より人に遺す者に取りては、既に生育を濟ませ出來上りしものを他に縁付かしむ、是れ生育の終なり、而して娶る方より言へば、今より妻を迎へて子供を生み、子孫隆盛の基を計らんとす、是れ生育の始めなり、是を「歸妹人之終始也」といふ、然らば男女相悦んで單に情慾のみにて動き、禮あるを知らざるべきは不順序なる妹の方を先きに片付けることになるべし、是を「悅以動所歸妹也」といふ、本文に征凶とあるは、男女とも情に溺らんで正理を守らず、唯一時の戀愛心を以て行きて夫妻となるは凶なり、是れ正當の位にあらざればなり、本卦は二爻より五爻まで陰陽の位地正當ならず、即ち二は陰位なるに陽が居り、三は陽位なるに陰が居り、四は陰位なるに陽が居り、五は陽位なるに陰が居り、何れも正當の道を履みとはいふべからず、不正當の道を行けば凶なるは當然なり、是を「征凶位不當也」といふ、又「无攸利柔乘剛也」とは、凶にして且つ利しき

所なしとあるは、柔にして剛の上に立つ、故に上の權力足らずして下の權勢旺盛なる象にて、諸事轉倒せるをいふ、柔乘剛の形は、六三は陰柔の性、九二の陽剛の上に乗る、六五も陰性にして九四陽剛の上に乗るなり、是れ弱を以て強に乗り、女にして男に踰え、小が大を犯すといふもの、利しき善なし。

大象曰。澤上有雷歸妹。君子以永終知敝。

前々よりいふ如く本卦は震上兌下、震は雷兌は澤の意にて、澤水の上に雷鳴あるときは、澤水之が爲めに動搖、陽氣上に發して陰氣下に從ひ和し、男子動いて女子悦び從ふ、即ち震の長男挑みて兌の少女之に應じ、長男が少女と結婚す、是れ少女を嫁するの象なり、君子は男女配合して子孫相續を得るの理を觀て、正しく夫婦の縁を結び子孫長久の繁榮を計り、若し男女の配合正しからざるときは半途にして離縁し、契約破れて相續の道を失ふことあるを知り、常に婚禮に注意すとなり。

【占斷大要】 企業其の正當の手續を履ます、爲に中止するの止むなきに至るの卦なり、畢竟一時の名利に惑ひて將來のことを慮らざるに基因す、速に組織を改むれば可なり◎結婚を占うて本卦を得るときは、深く考慮すべし、目前に利ありて終りなきの象なり、但し妾を蓄ふは可なり、百事調和せざるの象なり◎商業交易に過誤のことありて失敗するの象なり、戒慎すべし◎物價下落し而して復騰貴すべし。

初九、歸妹以娣。跛能履。征吉。

「歸妹以娣」とは、少女を嫁するに腰元の資格で遣すとの意なり、昔時支那では娘を嫁入さすに、縁女の手傳をなさしむると稱して、次女を附けて遣したるものなり、之を娣といふ、上等の家ならば娣の數も亦多し、若し姉妹なきものは血族の女子娣となりしといふ、妙な風俗にてありき、娣となりて正妻に従ふものは、諸事正妻の命を承けて事を扱ふものにて、勝手の事は出來ぬ資格なり、恰も跛足のものが杖に倚りて歩むが如く自由が利かぬなり、何事もハイハイと正妻の命に従つて行けば宜し、是を「跛能履征吉」といふ本爻は陽剛にして陽位に居り、人事に取れば才能もあり役に立つ人物なれども、何に致せ最下等の位地に居りて、何事も上位の人の命令に従はざるべからざる身分なれば、現在の務を奉ずる外、差出ケ間敷ことをせず、何事もハイハイ言ふことを聞居れば吉なりとの義なり。

象傳曰。歸妹以娣以恒也。跛能履吉相承也。

女子の嫁するに腰元妾の資格にて行きし以上は、其の資格を常に守り、苟も專制の振舞をなすべからず、跛者が杖に倚りて歩く如くして居れば吉なりとの意は、何事も命令を承けて手傳だけすれば宜しいとの義なり。

【占斷大要】 凡識ありと雖も地位卑しくして信用薄きときとす、此の場合には柔順に本分の務を奉じて、一決して越權の振舞あるべからず。◎現在是最下にあれども、四五年の後は發達して上位に居るに至るべし。◎又働きは鈍くとも、正直にして勤勉な

る象なり。◎又性質温順なる象なり、◎凡て抄々しくはなけれども、堅實にして將來に見込みあるの象なり。

九二。眇能視。利幽人之貞。

九二は陽剛にして内卦の中に居り、即ち陰位に在るものなれば、之を女にするときは藝も出來働きもあり活潑で心得も善し、先づ缺點はなれども、亭主に持つべき六五の君が生憎陰柔お人よしで、九二とは人格が釣合はぬ故に、何程夫を助けても其の効が見えぬ、到底遠大の事を相談すること能はず、止むを得ず身の周はりの小さき事を爲すのみ、恰も眇のものが遠方を視ること能はず、僅に近き處を見得るが如し、是を「眇能視」といふべき象なり、そこで九二が身の上は不運なれども、一日夫婦の契を結びし上は、止を得ず運命と諦め、靜に落付きて貞操を守るが利しとなり、是を「利幽人之貞」といふ、幽人とは正しき道を守りて運の悪い人といふことなり、普通のものならば嫌つて去るが人情なれども、此の爻を得たるものは幽人の貞を守るが利し、否らざれば一層の困苦を嘗むるに至るべし、何となれば九二の正應は必ず六五にて他に配すべき夫なき運勢なればなり、是れ獨り夫婦間の不遇なるのみならず、才學ありて不遇に沈淪するもの世間に少からず、是れ皆運勢の至らざる時なれば、須らく本分を守り居るの外他に道なかるべし。

象傳曰。利幽人之貞。未變當也。

幽静の人となりて真正を守るが利しといふことは、未だ女子として常道を變せぬ故に惡しきことばないとの意なり。

【占斷大要】 己れ才能ありと雖も、昏愚なる主人に事ふる、不明なる長官の下僚となりて功績を顯はすこと能はず、身を愛護に措く象なり、併し時機來りて發展すべき象あり、宜しく堅忍して時を待つべきなり、女子にして此爻を得るときは、働きなき夫を持ちて共に苦むの象なり、斯の場合天運なりと思ひて真正に身を持てば、他より援助するもの來るべし。

六三、歸妹以須。反歸以娣。

須とはイヤシと訓じ、卑吝の心あるをいふ、六三は性質陰柔なれども位地は陽剛なり、是れ門閥ある家に生れても、精神鄙屈にして品行不正なるものに喩ふべし、抑も本卦は象を女子の歸嫁する上に取りたるものなれば、六爻皆亦歸嫁の象にて言ふ、さて六三は生れは可なりの家庭なれども、精神卑しく節操なく、ごうかして早く嫁に行きたく、媚び諂うて義理も外聞も無頓着に運動するなり、是を「歸妹以須」といふ、斯くの如く運動するも人々皆嫌つて貫人なし是を以て寧ろ正妻となつて歸嫁することを止めて、娣妾となつて男に添ひたいといふ心を起したり、是を「反歸以娣」といふ、元來六三の應は上六なれば上六に嫁すべき筈なるに、生憎上六は同じく女子にて縁を結ぶ譯に行かず、本卦中男子は初九と九二と九四との三人あり、初九は餘り若か過ぎて相手にならず、九二は既に六五に正應し、依て九四より外に添ふべきものなし、是に於て頻りに九四に對して媚を呈す、其の状態の醜きことをいひしもなり、蓋し薄志

弱行の輩、一旦利に向へば義理を缺き人情に背き、徳義の何物たるを思はず、偏に利己を是れ計り、長官に媚ひ頭取に諂ひ、遂に内謁にまで立入りて地位を占めんとす、其の醜態須を以てし妹を以てするもの多きは歎すべきことなり。

象傳曰。歸妹以須。未當也。

女子嫁入するに無下に身を卑めて急ぐのは、未だ正當の道を得たりといへず、大に婦徳を失ふものなり。

【占斷大要】 媚悦諂諛を以て僥倖を希ひ。義理を忘れ名譽を棄て、惟利是れ計り、却りて世の嘲罵を受けて身の處置に苦むの象なり、心術鄙しく識者の信用する所とならざるの象なり、女子にして歸嫁を急ぎ、身を墮して適當の縁を失ふの象なり、何れも此の際心を改めて真正の道を守るべし。

九四、歸妹愆期。遲歸有時。

九四は本卦の上體に在り、陽剛にして陰位に居る故に、身分も可なりよく、志も確りして居り才能もあり、随分使はるゝ人物なり、然れども陰柔者の居るべき地位に居る、故に適才を適所に顯はすこと能はず、甚だ困厄といふことはなければ、充分の手腕を振ふことの出來ぬ時なり、斯かる境遇に空しく時日を過し、少しく脾肉の歎なきにあらず、是を「歸妹愆期」といふ、然るに此の人は不義の富貴を求めず、其の道に由らざれば進退せざる鞏固なる志なれば、

道によりて適任の處の見當るを待ち居るなり、斯の如き立派なる心得の人であれば、早晚其の進出の時あるべしとなり、是を「遅歸有時」といふ、是れは男子として當てたる解釋なれども本卦の主意たる女子嫁入の上で言へば、九四は前述の如く身分なり、性質は剛健なり、而して陰位に居る、故に兎角に發展せざる象なり、さて身分ある家に生れ、相當の教育を受け精神も確りとして居る女子なれども、縁談の口相當の處なく、大きに閉口して居るなり、さりどて無闇な處へは行かず、元來確りして居る女なれば、將來見込の立たぬものには相手にならず、そんなこんなで嫁期を愆つて年を過したり、是れを「歸妹愆期」といふ假令嫁入時を過しても、相當の處の見當るまで周章せず待ち居れば、斯かる恰愼なる娘のことなれば、必ず良縁の來る時あるべしとなり、是を「遲歸有時」といふ。

象傳曰。愆期之志。有待而行也。

嫁期を過したるは固より覺悟の上の事なり、假令何程後れても、不釣合の配遇は終身の災厄なり、故に幾ら遅くなるもよろしと志を定めたるは、嘉遇を待て實行せんとの考なればなり、此の如き志ならば必ず良縁を得らるべし。

【占斷大要】 志し鞏固にして苟も不義の事に心を傾けず、萬事正道を守るものなれば、必ず盛運を迎ふるを得べし、誘惑に乗らず、正當の時機に至るを待つ象なり。

六五、帝乙歸妹。其君之袂。不如其娣之袂良。月幾望。吉。

帝乙歸嫁の辭は、地天泰の五爻に見えたれば、該爻を参照すべし、帝乙は殷代三十世の帝王なり、此の王の時は殷代尙治世の道を求めるに汲々として居る時なれば、下に賢者あれば之を擧げて國政を委任し、深く賢者に結ぶ爲に、王の少女を降嫁して、下賢者の嫡妻となしたる事を象に取つて帝乙歸妹といふ、さて本爻は柔順にして尊位に居り、下位に在る九二の賢者に應じて何事も九二に任じて公正の政を執る、恰も王女が貴き身を忘れて降嫁したるが如し、斯かる賢夫人なれば、常に節儉にして飾らず、其の衣服の袂も短く質素でありて、却りて召使の娣妾の袂の方が美麗なり、是を「其君之袂不如其娣之袂良」といふ、此の如き夫人なるを以て、萬事恭儉にして差出ケ間敷きことをせず、満ちて溢れず、常に盈滿を自戒して、よく夫君を輔く之を例へば月も満月とならずして、満月に近い處にて据り居る、故に内助行届き國政益々舉かり、誠に吉なる所以なり、是を「月幾望吉」といふ。

象傳曰。帝乙歸妹。不如其娣之袂良也。其位在中。以貴行也。

帝乙が其の妹君を臣下に降嫁せし處、其の妹君女徳ありて節儉を行ひ、其の衣服の如き、却りて娣妾の方が美しいのを用ゐる程であるといふは、そも其の位地中に居り、禮を貴んで美飾を

貴重せず、即ち謙遜にして誇らざるなり、是れ其の行爲の實着なることをいふ。

【占斷大要】 篤行を以て身を立て實着を以て事務を整理するの象なり。識見高きもの下りて事に従ひ遂に大に成すの象なり。へ社、商店などにて善良なる支配人番頭を得るの象なり。

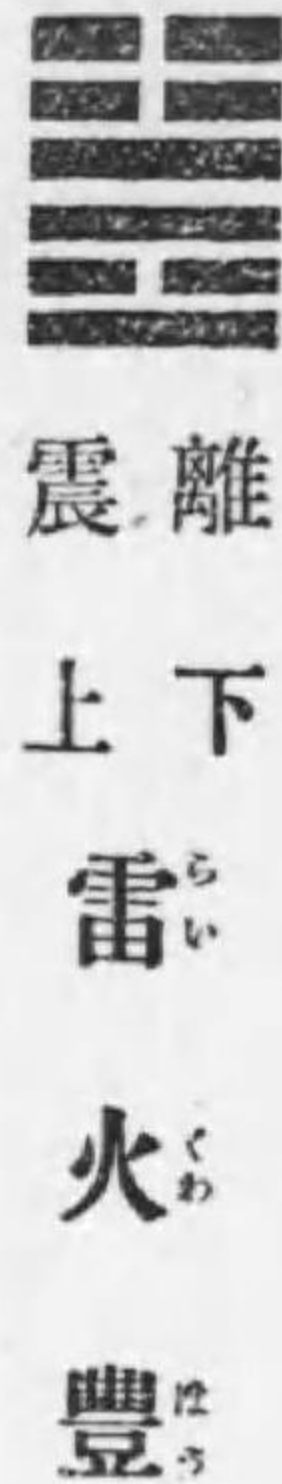
上六、女承筐无實、士刲羊无血、无攸利。

上六は三爻に應すべき爻なれども、本卦の三爻は陰にて上六の陰と同性質なれば相應せず、他には未だ應すべきものあらず、故に今の場合女子なれば未だ嫁せず、男子なれば未だ娶らざる時なり、然る處今男女ども各自縁談調ひて、女子は男子より祖先の祭祀を奉ずる幣帛の入れてある箱を受け、開き見ればこは如何に、空箱にて實なしとなり、是を「女承筐无實」といふ。昔時祖先の祭は夫婦で之を行ひしものなり、故に婚約調へば宗廟祭祀に要する幣帛を入れたる筐を男の方より女に贈りて、愈々夫婦の契を結ぶ印とするが禮なりき、又夫婦揃つて祭をするときは、夫の方が主となり、妻が其の手傳をすることになつて居るが、先づ神前に供ふべき犠牲の血を取らんとて、夫が羊を殺し割いた處が血が出ない、是れ祭祀を行ふに由なし、是を「士刲羊无血」といふ、女子が空箱を受け、男の方が羊を刲いて血液を得ず、共に祭を實行すること能はず、祭を行ふことの出来ぬ夫婦は、祖先の靈に排斥せられ、到底未始終利しきところなく、離別する外なしとなり、是を「无攸利」といふ、本爻は六三と相應すれども、此處は

象傳曰。上六无實、承虚筐也。

兩陰なれば和交せず、故に夫婦となりても添ひ遂ぐるを得ざる象をいひしものなり。上六の筐に實なしとあるは、空筐のことなり、空筐を受けては祭ること能はず、嫁に行くも終なきの象なり。

【占斷大要】 彼我共に信なく、互に野心ありて交際をなすの象なり、斯の如き交際は如何なる場合にも永續すべからず、本爻の占推して知るべし、併し改むれば可なり。此の爻變ずれば火澤睽となる、相乖離することは免かるべからず。



離 下 震 上 雷 火 豊

本卦は震雷上に震ひて電光下を照らし、勢威盛なる象なり、凡そ事物の歸着するときは一處に集まる、集れば盛大となるは自然の理なり、故に歸妹に次くに豊を以てす、豊は事物の盛大なる義なり。

豊亨。王假之勿憂。宜日中。

事物の盛に豊にして不足なければ、其の事物必ず亨通するものなり、例へば金錢の如きあり餘まる程あれば、自由な事が出来る、故に豊富なるときは何事も自在に出来るなり、是れ豊は亨る所以なり、豊富を得る身分に至るものは、國王を以て第一とす、如何に財産家といへども國

王には及ばぬなり、故に豊富盛大を極むるは王なりとの意を「王假之」といふ、假の字は至の字と同意なり、國王の身分となりて始めて豊盛を極むるとの意なり、而して物盛なれば衰へ、豊あれば歉あるは自然の理なり、故に豊は亨るとはいへども、憂慮なきにあらず、其の憂のなきやうにするには、豊盛を過さぬやう檢束して、常に溢れざること恰も太陽が中天まで升起來りたる時の如く、進み過ぎて傾かぬやうにするが宜しとの意なり。

象傳曰、**豊大也。明以動。故豊。王假之。尙大也。勿憂。宜日中。宜照天下也。日中則昃。月盈則食。天地盈虛與時消息。而況於人乎。況於鬼神乎。**

豊は盛大の義なり、本卦は離下震上にて、離は明の意なり、公明照明等の義なり、震は動の意なり、活動行動等の義なり、公明にして活動す、賢明にして働く、明と動と相須つ、故に豊大隆盛なる効果を見るなり、是を「豊大也、明以動、故豊」といふ、「王假之尙大也」とは、斯く豊盛を極むるは天下に王となりて、全國を支配するもの、此の地位に至るものにて、敢て他のもの、企及ぶべきにあらず、是を以て王者たるものは、益々豊大に至るの計畫を立て、國富み兵強く、億兆安んじて其の所得るやうにするを以て第一主義として尙ぶべきことなりとの意なり、因て王者の常に憂とする所は、徳化の普く行届かずして豊盛に至らざるにあり、故に其の憂のないやうにするには、太陽の中天に昇りて普ねく天下を照らし、一木一草たりと

も其の光明を受けざるなきやうにするが宜しとなり、是を「勿憂宜日中、宜照天下也」といふ、文王の象辭では、滿つるものは溢るゝものなれば、其の憂ないやうにするには、日が中天に昇り來りて光輝を放つ處に止まりて、傾かない時の如くにすれば宜しとて、油斷することを戒めたり、孔子の象傳は、之を一層敷演して日の中して天下萬物を普く照すが如く徳化が及べば憂なしと云へり、是にて一節とす、以下復辭を續け、併し豊大なることは常に保ち難きものにて、日も中すれば昃き、月も盈つれば虧く天地間盈虚盛衰のあることは時運に隨ひて消息進退のあるもので、天地の大なる宇宙の廣き間のことですら斯の通り、況して人事の上及び造化の作用を受けて榮枯盛衰する萬物に在りて、盈虚消息のあるはさもあるべきことなり、故に君子は之に處して、其の時を濟ふべしとの意なり、是を下節の辭とす、此に鬼神とあるは神さまや怪物のことではない、天地造化の跡といふことなり、總じて天地造化の作用は、四時の遷り行くも、子供の育つも、草木の生ずるも、其の作用中は更に目にも見えす、耳にも聞えないけれども、春になれば花が咲き、夏に熱くなり、秋は冷に冬寒く、何時か子供も大人となり、草木も成長す、そこで始めて作用の結果が見えたり觸れたりするなり、此の作用は常のこと故に何とも思はぬけれども、能く考へて見れば不可識なる働きのものなり、此のことを鬼神といひしものなり、即ち造化の働きて出來た結果といふことなり。

大象曰。雷電皆至豐。君子以折獄致刑。

震離を雷電といひしものなり、震上は雷の動くこと上にあり、離下は電の光明が下を照すに象る、其の雷と電と皆至る、其の勢盛なり、これを豊の象とす、君子は雷電の威ありて明なる象を視て、明察を以て疑獄を判決し、威嚴を以て悪事を働きたるものを刑に致すとなり、上明なれば下私を隠すこと能はずして賞罰其の當を得べく、上威嚴あれば下畏れて悪事を企つことなし、法令明敷にして威嚴備はるは治國の大要なり。

【占斷大要】 運勢盛にして勢力を得、豊富にして困苦を忘るゝの象なり。然れども恭儉自重を要するは亦此の時なり。◎知勇兼ね備はり、よく離間を排して安泰の地位を理るの象なり。◎安豊に慣れて終を保たざるの象なり。◎火の元を要慎すべし、物價漸く升騰して生活費の嵩む時なり、宜しく節儉力行を要するべし。

初九、遇其配主。雖旬无咎。往有尙。

配主とは配合すべき主人といふことなり、九四のことを指していふ、「雖旬」とは、同じ性質で同等であれどもといふことなり、さて初九は陽剛にて豊盛の時運に際し、内卦離の初に居り事理に明にして才識ある人物にて、其の配合すべき主人は九四なり、九四は外卦震の初に居り活動の本を爲すものなり、然るに是れ亦陽剛にして初九と同性なり、併し今は豊亨の時、明智者と活動者と相遇へば所謂鬼に命棒、事業の擧らざる理なし、初九今其の時運に際會してよき

相手に遇へり、斯かる嘉遇はまたとなし、假令同性質なりと雖も、之に應じて差支なし、是れ咎き所以なり、故に此方より進み往きて握手を求めなば、九四も悦んで我を尙び、肝膽を開いて共に事をなすべしとの意なり。

象傳曰。雖旬无咎。過旬災也。

勢力均しきもの相合して殃咎なく成功する所以は、互に義を重んじ力を協せて事に従ふからである、若し此の均しき力を一分でも何れが過ぎて先きに出なば災害となることなり、是に由りて觀れば勢力均しきもの、集るときは、互に牽制せられて却りて穩に治まり居るものなり、萬一不平均になると、忽ち騒動が始まるべし、蓋し這般歐洲の大亂も近來獨逸の勢力漸く加はり來りて、各國との權衡に不平均を來たすやうになつた爲に、斯かる擾亂を勃發したるものなり、寧ろ初めより陰陽の配合を以てすれば、陰は陽に従ふ故に平和を保つべけれども、平等のもの相合し平均を保ち得る間はよけれども、一旦均等を失へば大亂の基因となるなり、是に於て世の中は初より上下貴賤強弱大小あれば、乃ち平和を保つものぞ知るべし、但し強は弱を助け大は小を導く徳義を有するは勿論なり。

【占斷大要】 上位の人と意見を同うし、共同して事業に従事するの象なり、又其の才に誇りて人を侮ることなきにあらざる象なり、戒むべし。◎上の信用を受けて順便の地位を占むるの象なり。

六二、豐其蔀。日中見斗。往得疑疾。有孚發若。吉。

蔀はシトミと訓じ、光線を塞ぐ物なり、「豐其蔀」とは、光明を遮るものを盛に大きくすること、即ち大きな日除をすることなり、「日中見斗」とは、日中晝間に星を見ることなり斗は南斗北斗とありて恒星の一にて、日が入ると見える星なりといふ、其の星が晝間から見えるは、日光を蔀にて蔽ふ故に暗くなるからである、「往得疑疾」とは、往きて求むれば反りて疑ひ忌まることなり、「有孚發若」とは、誠意を竭するとき先方も感發すといふことなり、さて六二は陰位に居り、柔順中正を得、離明の主となり、明智あるものとす、而して其の應すべき六五は、陰柔にして正ならず、才識不足にして六二の賢明を用ふる不能はず、然るに六二が強いて五に應せんとして出掛けて往けば、反りて疑ひ疾まれて一層辱めを受くべし、此の時に當り至誠を以て先方を感發せしむへし、五は昏愚なれども、誠意に感せざるの理なし、苟も二の至誠が貫けば吉となること意なり。

象傳曰有孚發若。信以發志也。

「有孚發若」とは、己れの誠信を以て、上の人の心志を感動せしむることなり。

【占斷大要】 大小の事、我心志を盡して之を成功せしめんと欲すと雖も、中間に故障ありて其の志す所貫徹せず、何を以てか進み往かんとす、則ち反りて妨害の纏繞するるときなり、然れども志持ます誠信を以て従事するときは、幸慶の至る必ハリ。

九三、豐其沛。日中見沫。折其右肱。无咎。

より疑はることあり、然れども方正の行爲を取れば、氷解を見るは勿論なり。

沛はトバリと訓ず、幔幕の類なり、「豐其沛」とは、幔幕を張り詰めて益々厚くすることなり、厚く幕を張れば、蔀を高大にするよりも彌々暗黒となるべし、沫は小星の名なり、右肱は右の腕なり、右の腕は利用の肱なり、利腕を折るときは不自由此の上なし、頼みとするものを失ひしことなり、九三は離卦の上に居り、剛明の位を得たるものなれば、何事も進んで利しき筈なれども、豐盛を計るときなる故に、剛明と活動と相須たざるを得ず、三の正應は上六なれば上六と組んで事をなすべきなれども、上六は震の終に居り、且つ陰柔にして働きなし、斯かるものご組合ふときは、四方暗黒となりて方向が分らなくなることに、恰も幔幕を厚く張りて日中でも小き名も知らぬ星をも見える程の闇さになり、何れに向つて事をしてよいか分からぬなり實に九三の現況は孤立して依頼すべきものなきこと、恰も右の利腕をもちれたもの、如し、併し九三の依るものなきは其の罪にあらず、全く上六の暗黒なるに因るなり。

象傳曰豐其沛。不可大事也。折其右肱。終不可用也。

九三の現時其の沛を豊大に張り詰めて、四方を分からなくしたる如くなるは、假令剛明の才ありといへども、大事を成し得べき時にあらずとの義なり、其の右の肱を折るとは、到底上六に

用ひられぬとの意なり、この二つのことを「不可大事也」「終不可用也」といふ。
【占断大要】剛健貞正の人にして前に進んで後に退く象なり、前の同盟者も今は離るゝの象なり、◎秘密の計畫あり、其の事失敗し、頼る所を失ひたる象なり。然れども此のもの剛健なれば、不撓の精神を以て困苦を凌ぎ、獨立して生を送り咎なきを得べし。

九四。豐其蔀。日中見斗。遇其夷主。吉。

「豐其蔀日中見斗」は、六二の象辭と同意なり、「夷主」とは、同等の主といふことなり、初九を指していふ、初九と九四は、皆陽剛にして人に取れば男同志なり、故に夫妻とはなれぬけれども、志を同うして事を爲すには應交なる廉を以て、至極意氣投合するものなり、故に夷主に遇ふといへり、初九の方では、九四と志を同うすることを配主に遇ふといへり、さて九四は陽剛にして活動すべき主なり、且つ六五の君側に侍し、上を輔佐する職責を有す、然れども陽にして陰位に居るを以て位不當なり、且つ六五は優柔暗愚の君にて、到底臣下の賢不肖を甄別する能はず、是を以て九四賢明なりと雖も、其の才を顯はすに由なく、恰も蔀を豊にして暗夜の如く、日中尙星を見るが如く世間暗黒なり、然れども同志の初九、下に居りて萬事謀主となり、輔け呉るは四に取りて幸なり、是れ四は現時其の蔀を豊にし、日中に斗を見る如き時運に處れども、初九の同等者に遇うて、何事も相談相手になるは吉なる所以なり。
象傳曰。豐其蔀。位不當也。日中見斗。幽不明也。遇其夷主。吉行也。

其の蔀を豊にするが如く、暗くして功を顯はすこと能はざるは、九四の位地陽を以て陰位に居り、正位を得ざればなり、日中に斗星を見る如く光明ならざるは、六五の君幽暗なる爲に、九四も充分明に功績を顯はすこと能はざるをいふなり、其の夷主に遇うて吉なりとあるは、九四の志初九に就き近いて共に事を謀るをいふなり、「吉行也」とある吉の字の下に、志の字を挿むときは明瞭となるべし。

【占断大要】才能ありといへども現職に適せず、爲に功績顯はれず、位地亦安心ならざる時なり、速に轉ずれば吉なり。◎下僚に才子ありて能く我身を輔け呉れるの象なり。

六五。來章。有慶譽。吉。

「來章」は文學才能あるものを招くの謂なり、慶は幸慶、譽は名譽なり、其の文學才能あるものとは六二のことなり、六二は陰柔の質なれども位中正を得、天下の重任を託するに足るものなり、故に六五の君が、苦し六二を招きて重職を委任せば、幸慶名譽ありて吉を得べしとなり然るに六五は優柔不斷にて、此の策に出づるや否甚だ覺束なし、是を以て若し章を來せば慶譽ありて吉なりと獎勵せり。

象傳曰。六五之吉。有慶也。

六五が改心して六二に任するときは吉とあるは、慶福あること天下に遍く、惟六五自身の吉の

みにあらざるをいふ。

【占斷大要】 本爻變すれば澤火革となる、其の九五に大人虎變未占有孚の辭あり、小人變して君子となり、昏愚のものも改心して善くなることは珍しからず、今は柔暗なれども、心機一變して別人となるの象あり。○慣例に拘はり居りしもの、何かの動機に感じて幸運を招くに至るの象なり。○適任者を得て事業を爲し、漸く利益あるべし。

上六豐其屋。蔀其家。闕其戸。閔其无_レ人。三歲不_レ覿凶。

「豊其屋蔀其家」とは、大きな家を建て、家の内を奥深く見えぬやうにするこの事にて、人の高ぶりにて滅多に他人に會はぬといふ意味なり。「閔其戸閔其无_レ人」とは、其の戸の内をのぞいて見ればしんとして人がゐないこの事にて、無學にして別に位もなく、惟高ぶる威張り居る故に、誰も交際する人もなく、往き來するもの、ないことをいふ。「三歲不_レ覿」とは、何時までも同じ態度で、毫も變つた様子が見えぬこの意なり、上六は陰柔の質にて陰位に居るものなれば、學問才能などはなく、又志氣も弱いものなり、志もなく何も知らぬ癖に高ぶつて、他人を侮り居る故に、誰も悪んで相手になるものがない、それでも自分の悪い處には氣が付かず、何時も傲慢なり、此の如きもの凶なること知るべし、昔の御家老さんの坊ちゃんなどに能く斯様なものがありき、今でも大家の息子さんなど、坐ながら樂に育ち志もなく學問など辛苦して修めんとはせず、學校へ行つてもほんの型だけを真似るに過ぎぬ、故に何もならぬ、惟下部のもの

の出入の人々などから、持上げらるゝを當然と思ひ、毫も人生の變化を知らぬ、是を以て一朝大事に遇うて大凶を招くに至るもの往々見る所なり、本爻の辭を讀むもの、宜しく自戒すべきことなり。

象傳曰豐其屋天際翔也。闕其戸閔其无_レ人。自藏也。

其の屋を豊大にするこの象は、上位に在りて驕り高ぶり、天の高空に飛翔するやうなる心地になり居るをいふ、又其の戸をのぞけばしんとして人の居らないやうだであるは、己れ時勢後の人物にて、人々相手にせぬ故に、自ら隠れて世間に交らぬのであるこの意なり。

【占斷大要】 大家の主人を始め家族とも、家運盛るときに空しく月日を送り、時勢の推移に伴ひ、家運の傾く時來りて相共に困苦に陥るの象なり。本爻を得たるものは、速に心を改めて何人にも智識あり徳望ある人物を求めて、諸事其の指導を仰ぐべし、さすれば運勢の回復を見るべきなり。

艮下
離上
火山旅

離は明にて才智あるの象なり、艮は山にて沈重にして止まり動かす、篤實の象なり。篤實のものと才智あるものとは、甲は朴直、乙は一時の權を行ふ、志向異にして親まざることを、恰も旅人の一處に安すせず、馴染まざるが如し、故に此の卦を旅と名づく、序卦に豊盛の後は窮乏の

時至るものなり、窮乏の結果は、安居を離れて四方に流寓するに至るものなり、故に豊に次ぐに旅を以てすとあり。

旅ハシツル小亨。旅貞吉。

旅は常居なく轉々移動する時なれば、大事を成すには不便なり、惟出先きで小事は成し得べし、故に「小亨」といふ、其の小事をも正直に信義を守らざれば不可なり、信義を守り正直なれば何れの果てにても信用を得て事を成すべし、言忠信行ひ篤敬ならば、蠻貊の邦と雖も行はれんとは此の謂なり、故に「旅貞吉」といふ。

象傳曰。旅小亨。柔得中乎外。而順乎剛。止而麗乎明。是以小亨旅貞吉也。旅之時義大矣哉。

凡そ人世羈旅中は萬事に心落付かず、誠に處し難き時なり、然れども小しく亨るの理あるは、先づ外卦の中は柔にて、其の下の九四と上の上九は剛なり、離の中は明の主にて、賢才明智ある象なり、是れ賢才明智の人が外國に遊歴し、言語忠信品行方正の徳を備へ、以て其の國の剛健にして上流に居るものに順へば、人々之を敬愛して親切に指導すべし、則ち益々見聞を廣めて知識を増進すべし、斯かる象を「柔得中乎外。而順乎剛」といふ、而して全卦より見れば、艮の山は止まりて離の明に附き隨ふ、是れ亦廣く知識を世界に求めんとするものは、目的の國

して其の國に止まり、而して賢者明者に附きて學ぶ如きは誠に結構なることにて現在の位地は大に發達したりとはいはれざれども、他邦に遊んで中正の徳を守り、敢て輕侮せられず、而して其の邦の賢者に事へ、目的地に止まりて其の地の明智あるものと交れば、智識必ず増進すべし、是を以て「小亨」をいふ、而して他邦に流寓中は殊に言行を慎み、萬事真正に務むるが吉なり、旅の恥はかき放しなどいふは大なる誤なり、況して志を立て洋行でもして、將來に爲すあらんとするものは、萬事に注意して體面を保ち、目的を卒へて歸朝し御國の爲に利するやうな心掛けこそ肝要なれ、凡そ旅行は空しく爲すべきものにあらず、其の場合其の時期に隨ひて其の宜しに適ひ、以て有益のことなかるべからず、其の時と其のなすべき道理は實に大切なることなり、是れを感歎して「旅之時義大矣哉」といへり。

大象曰。山上有火。旅。君子以明慎用刑。而不留獄。

離の火が艮の山の上に燃れば、光明四方を照らす、而して火勢は上升して留まらず、旅行者の先きに進んで滞在せせるの象なり、故に之を旅といふ、君子は火炎の高きに上りて四方を照らすの象を見て、理非を明にし事を慎み誤なきやうに刑法を用ひるなり、而して訴訟事件や罪人などを判決して、其の滯獄なきやう敏活に處分するとなり、蓋し明に理非を辨するは離明の象なり、慎みて罪の當る所を定むるは艮山の止まりて動かざる象なり、而して又有罪を判決するこ

とは速にして誤なきを要す、徒らに豫審や公判の時日を遷延するは實に國政の大缺點といふべし、故に決獄の事は火勢の留まらずして上り去るが如く、着々片付けて徒らに延滞せず、是を「以明慎用刑而不留獄」といふなり。

【占斷大要】 屢々轉職轉任、若しくは轉宅等の時機至りて心定まざるの時とす、又遠方へ赴任するの象なり、親友乏しく心細き時なり、◎物價騰貴して生活費増加の時なり、兎角に苦勞多き象なり。

初六旅瑣々斯其所取災。

瑣々とは細小の事に拘はりて心を悩ますをいふ、初六は陰柔にして卑下に居り、心卑しく瑣末の事に心を悩まして毫も進取の氣象なし、是れ其の自ら災害を取る所以なりとの意なり、遠方に旅行するは大に目的を付けて行くものなるに、迂かり興に乗じて他郷へ出て旅費を消費するか、惡漢者に誑かるゝかして大に困苦するものは、何れも本爻の境遇なり、自戒せざるべからず。

象傳曰。旅瑣々志窮災也。

旅瑣々とあるは、旅行中種々困苦に逢ひ、意志窮困して自ら災を取ることといふ、蓋し旅行も今日の如く交通機關の發達せる時運に際しては、旅の苦といひし辭に反して旅の樂みといふやうに至りし、故に旅情は昔日今日とは雪泥の差あり、而して旅行の目的の確立せざるべからざることは古今異なるなし、一旦他邦に旅立して得るところなく、徒らに光陰と金錢とを費し、

毫も利するなき程馬鹿氣たることなかるべし、修學旅行などは最も有益なるやうに注意すべきことなり。

【占斷大要】 狹量鄙風の象なり、人より、輕侮せらる、是れ自ら侮るの致す所、宜しく謙遜自重すべし、小事に泥みて開潤の氣に乏し、小利に汲々として大計を忘る。

六二旅即次懷其資得童僕貞。

「旅即次」とは、旅人が旅舎に宿したることなり、「懷其資」とは、其の旅人は旅銀を澤山持つて居るとの事なり、童は年若き雇人、僕は壯年の雇人なり、「得童僕貞」とは、正直なる雇人を得たことなり、さて六二は柔順中正を得、世渡りの上手なるものなり、柔順なる故に衆人の同情を引き、中正なる故に損害も受けず、是を以て旅行してもよい宿屋へ就き、無駄錢も費さず、雇人も忠實によく世話をして呉れる、道中安全に往來するものなりとの意なり、蓋し古は今日と違ひ、旅行は草枕して乾飯を喫し、辛苦を極めしものなれば、世渡の艱難に比して象を取りしものなり。

象傳曰。得童僕貞終无尤也。

旅行するものは、正直なる善き人足を得るが一番仕合なり、本爻は其の善良の人足を得たる時なれば、旅行の始終悔尤なく、誠に幸のことなりとの意なり。

温順にして人に愛せらるゝの象なり、又正直なる雇人を置き當て、事を任せて安心する時なり、旅商をなして利益を得るの時なり、凡そ爲す事順便を得る運なり。

九三、旅焚、其次、喪、其童僕貞厲。

旅に處するは柔順にして爪を隠す所なかるべからず、然るに九三は剛強にして内卦艮山の上に居り、大に自負する所あり、故に外卦離の火に其の宿所を焚かれて安居を失ひ、且つ下部初六六二の忠實なる者も心を離し、上下の人望を喪ひたり、是の如きは甚だ危きことなりとの意なり、恭儉己を持し、博愛衆に及ぼさざるべきは、何人にてても此の九三の如し、戒めざるべしや。

象傳曰。旅焚、其次、亦以傷矣。以旅與下、其義喪也。

旅人の宿所焚けて寝る所を失ふ、是れ亦甚だ愁傷なことである、蓋し上位の人に絶たれ地位を失ひしものゝ如し、心を悩ますものゝ中にも亦これも甚しいことである。又旅行先きで下部のものなどを取扱ふに、其の仕向け方が悪いと、下部共は直く背いて不親切なることをするやうになるべし、是れ惟旅人の人足共に於けるのみならず、剛強に過ぎて不遜なるときは、人心を失ふは當然なり。

【占斷大要】 位地居住とも不安のときなり、又人と不和を生じ孤立して倚る處なきの象なり、是れ皆過剛自負の致す所改むれば咎なし、◎前業を變して新に他の務に轉じ幸福を招くの象なり、本爻變すれば火地晋となり晋の三爻を参照すべし。

九四、旅于處、得其資斧、我心不快。

「于處」は處を得たりといふに同じ、資斧の資は資金なり、斧は日々使用する器具のことなり、又斧鉞即ちオノマサカリとて、昔し將軍の人を威す爲に持ちたるもの、即ち權力の意と見るも可なり、九四は陽剛にして陰位に居り、性質確かとして温和なるものゝ如し、旅客は此の如きを宜しとす、故に旅行先き其の安處を得るなり、是れ「旅于處」といふ、且又資金もあり日用の器にも差支なく満足せり、是れ「得其資斧」といふ、然るに此に不足なる所あり、此のものゝ正應すべきものは初六なり、而して初六は瑣々たる小人にして事を與にするに足らず、上に居る六五亦陰柔なるを以て頼むに足らず、而して己れは正位を得ず、恰も金錢や日用の事には不自由なく安處を得たといへ、假住居にて打解けて相談相手も居らぬものゝ如し、誠に心細く不愉快なりとの意なり、是を「我心不快」といふ、又資斧の斧を斧鉞と見て權力のことに取れば、資は俸祿と見て可なり、九四は六五の君を輔くる大臣にして多分の俸祿を受け、國君に代りて賞罰を司り權力あれども、六五の君は優柔にして輔佐する甲斐なければ、己れ充分の才を發揮するに由なく、是を以て我心常に不愉快なりとの意なり、其の人其の場合によりて右二様に見て可なり。

象傳曰。旅于處、未得位也。得其資斧、心未快也。

旅客が處を得るは旅行先きにて良い宿屋を得たることにて、未だ確定の位地を得たるにあらず本爻は元來陰位なり、而して今陽剛之に居る、是れ位に當らず、又其の資斧は手に入れ居れども、之を自由に活用すること能はざる故に心中未だ快からざるなり。

【占斷大要】位地に安んずる能はず、常に旅館に在るが如き象なり、又權力ある地位に居れども、人服せず、故に充分の勢力を振ふこと能はざるの象なり、才學ありといへども性質過剛にして志を得ること能はざるの象なり。

六五。射雉一矢亡。終以譽命。

雉は昔時漢土にては、外國などへ公使を遣はす時、又初めて君に謁して臣職を奉ずる時、其の他結婚の約を結ぶ時などに贈物にしたるものなり、蓋し禮を正し約を明にする爲なり、故に雉は文明の鳥なり、六五は柔順の君にて所謂開國進取の國是を定め、陋習を去りて各邦の長を取り、以て文明の政教を施さむとするに汲々たり、それには文明各國と交際し、彼の國に往來して其の長を取り來らざるべからず、國君自ら往く譯にゆかぬ、故に公使を遣つて國交の代理たらしめ、又俊秀の少壯者を遣して文明の學問技術を學習せしめ、其の他百般の事物を輸入して我文化を助くる等、一舉して文明を普及せしむること、恰も雉を射て一矢で捕へしが如し、斯かる大成績を擧ぐる以上は生涯名譽を以て終るべしとなり、譽命の命は名の字と同じ、公使留學生皆旅なり。

象傳曰。終以譽命。上逮也。

終に譽命を以てするとあるは、文明を海外より輸入するに際し、始めの程は如何あらんやと案じる節もありしが、使臣及留學生など銳意勤勉してよく君上の思召に滴ひたる功績を收めて、終に文明を以て稱せらるゝ名譽を博する國となれりとの意なり。

【占斷大要】文明の事物を輸入し、大功績を立て其の名を揚ぐるの象なり、海外に在りて勳功を以て、外人に賞揚せらるゝの象なり、旅商人となりて利益を得るの象なり、而して不在中自家事ありて住宅を轉ずる等のことあるべし、本爻の場合は物價上るべし。

上九。鳥焚其巢。旅人先笑。後號咷。喪牛于易。凶。

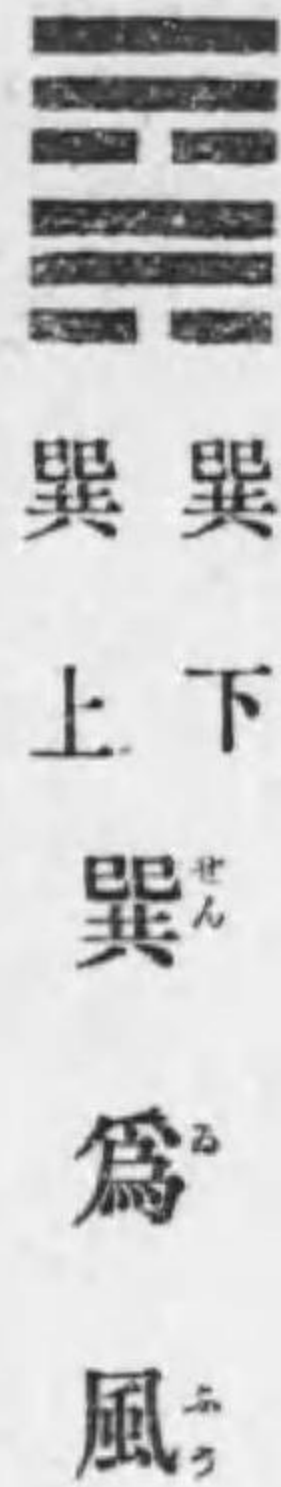
上九は陽剛位地不中正にして最高に居る、旅の時傲慢にして人に接すれば必ず凶害を招く、猶鳥が高空を飛び居る中に巢を焚かれて歸るに處なきが如し、餘り高ぶる爲に安んずること能はず、安處を失ひしものに喩ふ、旅行先きにて驕傲の態度を持るときは、始の程はその儘に通ることあるべし、忽ち人望を失ひ悲歡すべき凶害を招くに至るべし、故に「鳥焚其巢、旅人先笑、後號咷」といふなり、「喪牛于易」とは、牛は性質柔順なれば人となり柔順なるものに比していふ、易は忽ちといふ意なり、旅行先き他人の中に交りて、苟且の事にも柔順に人の意に逆はぬやうにすれば宜しけれども、一寸としたことにも人の氣に障るやうなことをするものは

必ず凶禍を招くべし、牛の如き柔順の徳を容易に失ひて一寸したことに我意を張るとの義なり、是を「喪_ニ牛于易_ニ凶_ニ」といふ。

象傳曰。以_レ旅_ニ在上_ニ其義焚_也。喪_ニ牛于易_ニ終莫_ニ之聞_也。

本爻は旅の上位に在るもの、恰も旅行先きにて他人に對して不遜驕傲なるもの、如し、斯の如きものは處を焚かれて路頭に迷ふ道理なり、「其義焚也」とは焚かるゝは當然なる道理なりこのことなり、又柔順にすべき筈であるに、苟且にも尊大の態度を持するものは、到底自分では氣付かず自らは尊大とは思はぬなり、そこが上九の旅に居て先づ笑ふ程のことがあるかと思ふ中に忽ち叫び悲むべきことの生ずる所以なり。

【占斷大要】安樂富貴に成長して浮世の艱苦を知らず、高位に在りて下位に居る困窮者を瞰下して笑ひ居るものなり、斯かるものは必ず凶禍に罹りて、先きの富貴は忽ち失せ、悲傷すべき身の上となるの象なり、◎炭坑などにて火災の起るの象なり、必ず死傷者の多數を見るならん、凡そ驕傲の爲に悲境に陥るるときなり、注意すべし。



巽を風とし又容人の義とてイルの意なり、本卦の初爻は地なり、上爻は天なり、互卦三四五に離あり、二三四に澤あり、離は火なり、火の大なるものは大陽なり、澤は水なり、水の大なる

ものは河海なり、大陽の火熱が陸地の河海を下射すれば、河海の水昇騰すると共に冷熱の空氣交換流動を生ず、此の作用を風と名づく、天地間に此の作用あるは瞬時も止む時なし、本卦は象を此に取りしものなり、又本卦を旅の次に置きたる所以は、旅の時は柔順にして衆人に容れらるゝを要す、旅にして容入せられざれば忽ち凶禍あるべし、故に旅の次に巽を置きし所以なりと序卦に見えたり、蓋し序卦は容入の義より次第を附けしものなり。

巽小亨利有攸往利見大人。

巽の卦は陰が陽に順ひ、小が大に順ひ、弱が強に順ひ、寒熱交換の作用に従つて流動する空氣の如く、自然の理勢に順應するを主旨とす、故に本卦は陰柔を主とせり、陰は陽に順ひ、小人は君子に順うて事を爲せば、間違はなし、唯君子のやうに剛健の才を以て充分の働きを爲す能はず、惟君子に従うて事を爲すのみなれば、其の成績亦君子の上に出づること能はず、故に「小亨」といふ、「利有攸往」とは、巽の時は己れ一人事を決行せず、萬事先輩君子の許に往き隨ひて其の指示を受くるが利しとの意なり、其の往き隨ふべき人物は、大人とも言はるゝ立派なる人を選びて之に見ゆるが利し、是を「利見大人」といふ。

象傳曰。重巽以申命剛巽乎中正而志行柔皆順乎剛是以小亨利有攸往利見大人。

重巽ちゆうしゆんとは巽を重ぬかまといふこと、本卦は巽下巽上にて巽が上下相重なり居る故に重巽ちゆうしゆんといふ、これを人事に徴すれば、天皇陛下は天道の自然に巽したがつて命令を發せらるれば、有司之を奉體して其の命の如く一般に向つて施行す、一般のもの亦謹んで之を奉す、即ち上道かみみちに順つて命を出し下其の命を承けて之に順ふ、上下巽順にして天下治平なり、是を「重巽以申命」といふ、申命は君上は天道を奉じ、有司は君命を奉じ、人民は有司の命を奉ずるといふ如く、次第に申ね來りて上下を貫くをいふ、「剛巽乎中正而志行」とは、此の剛は九五を指す、本卦の九五は剛健なる君子なり、巽の時なれば能く中正の道に巽つて命を出し政を行ふ、故に自ら志す所障礙なく行はるゝなりとの意なり、「柔皆順乎剛」とは、本卦は上下とも陰が陽の下に居て陽の意志に順ひて事をなす、故に小しく亨るといふなり、兎に角巽順すべき場合には往いて人の指導に順ふが利し、併し妄に剛こゝろふは利しからず、優れたる大人に順ふのが肝要なり、巽順は善道なれども、巽順すべき人に巽順するを利となすとの意、是を「利有攸往。利見大人」といふ、太史公云へるあり、閭巷の人行おこなひを砥かき名を立てんと欲する者は、青雲の士に附くにあらずば、惡いづくんぞ能く後世に施さんやとは、亦巽順にして大人を見るに利しき意なるべし。

大象曰。隨風巽。君子以申命行事。

隨風の隨は相續く意なり、風といふものは前に吹來る風の後より復連續して來るなり、之を「隨

風」といふ、先きの風に後の風が巽したがひ來る、是を巽の象とす、君子は其隨風の象を見て、上は道に順ひ下は上に順ひ、上下順序に命令を遵奉するやうにして天下の政事を行ふとなり。

【占斷大要】 時に隨つて利益を得ることあり、又人に信用せらるる象なり、果斷に乏しき性なるを以て大事を成すこと能はざるべし、而して小事は成功すべし。◎賢良は今買ふに利あり、後其の物品騰貴して利益あるべし。

初六、進退。利武人之貞。

初六は巽の時陰柔最下に居り、不中正にして百事獨り決すること能はず、或は進み或は退き適從する所なし、是れ優柔に過ぎて意志の立たざるものなり、故に此のものは武人剛強にして貞正なる志を真似るやうにするときは利しとなり。

象傳曰。進退。志疑也。利武人之貞。志治也。

進んで宜しきや退きて宜しきや、決斷せざるは畢竟己れの志の確立せず疑懼してゐる故なり、武人が剛貞に事を裁決する志を真似るが利しとあるは、優柔卑遜に過ぐるものと、剛直勇武の氣象を真似て之に慣るゝときは、志立ちて自ら治むるやうに至るべしとのことなり。

【占斷大要】 志望を長上に妨げらるゝことあり、然るに不撓の精神あらば終に貫くを得べし。◎意志弱く進退去就果決すること能はず、爲に他の侮を受くることあり、大に奮つて志を立つれば可なり、凡そ柔順に過ぐるの象あり、宜しく改めて正理に頼り、道に當りては師に譲らざる心を持すべし。

九二、巽在牀下。用史巫紛若。吉无咎。

九二は陽剛なれども陰位に居り、巽の時に際し餘り謙遜に過ぐる所あるものなり、「巽在_二牀下_一」
 とはこのことなり、昔時は高位の人牀上に坐し、下位の人往きて見るときは牀の下に拜跪するが
 禮なりき、牀はユカと訓し、一段高き處なり、九二は九五の君に應じ、大臣の資格を備ふるも
 のなれば、特に謙遜するに及ばざる身分なり、然るに巽順にして人に對し、賤者が貴人に對
 するが如く牀の下に在りて挨拶するやうに丁寧なり、此のことを「巽在_二牀下_一」といふ、「用_二史
 巫_一紛若_二」とは、史は卜筮を掌り巫は祈禱を主る官なり、古未開の時國家の大事を決するに、卜
 官巫官ありて神命を聽くといふことありき、其の神命を聽くときは齋戒沐浴至誠を極めて神意
 を問ふ、故に誠意を盡すことを史巫を用ふといふなり、紛若とは多き貞をいふ、誠意をつくす
 場合の多くあるとの意なり、さて六二は身分あるものなれば、少しは威嚴を保つ爲に言語動作
 等凜乎たる所なかるべからざるに、卑遜に過ぎて常に人に下り、賤者が貴人を牀下に拜するが
 如し、是れ餘りに丁寧過ぎて中正の道にあらず、併し九二の之を爲すは野心よりするにあらず、
 性質恭順のものにて、其の言行動作悉く至誠より發する故に人を感せしむること紛若と多くあ
 り、故に卑遜に過ぎ正禮に當らざれども吉にして咎なしとなり。

象傳曰。紛若之吉。得_レ中也。

九二が陽剛のくせに卑屈に過ぎて醜_{（みにく）}き程なれども、誠意ありて人の心に感せしむることの紛然

と多く、爲に吉を得るはそこが陰位に居り中を得て居る故なり、陽剛の質を以て陰位に居り、
 而して中を得たるは中心誠實なるものなり、誠實より發する巽順なるを以て人之を信す、吉を
 得る所以なり。

【占斷大要】 内部に反問者あり、若しくは家内に賊の潜伏し居るの象なり、故に本爻を得るときは、部内より周到の取締をな
 し、根本を整理すべき時とす。◎常に準備を怠り事至りて狼狽する象なり、自今銳意内を整理し、誠意外事に接すべきの時とす。

九三、頻_{（シキリニ）}巽_{（シタガフ）}吝。

「頻巽」とは、矢鱈にお辭儀ばかりすることはいふ、九三は陽剛の質にて陽位に居るものなれば
 妄りに頭を下げるものにあらざるに、今止むを得ざる切迫の事ありて勉めて頭を下げるなり、
 其の狀態甚だ鄙吝なり、是れ畢竟常の心掛け宜しからず、修養なきを見るべし、誠に羞吝すべ
 きことなり。

象傳曰。頻巽之吝。志窮_{（ム）}也。

九三の性質才能は、元來頻りに卑遜に居るべきものにあらず、然るに今頻に巽順を極めて羞吝
 の振舞をなすは、何か志の窮困する所ありて然るなり、元來の志にあらざるべし、常德を固持
 し分限を守らざれば、如何なる人にも頻巽の吝を招くべし、慎むべきことなり。

【占斷大要】 確乎たる目的も立たぬ事に着手し失敗し頻に先輩に助力を乞ふといへども、元來自ら爲せる災なれば人の同情を
 求むること甚だ困難なるの時とす、此の時に當り頻に頭を垂れ憐を乞ふのみにては益々羞吝の境に陥るべし、宜しく本心に

復り一切の事を改め誠心より一變んべし、然らば反りて成功の基となるべきなり。○未練を残すの象なり。

六四、悔亡。田獲三品。

田はカリと訓じ田獵のことなり、三品とは乾豆供賓充庖とて、第一の乾豆とは、鳥獸の肉を脯とし、炙りて豆に盛り以て祖先の靈を祭る用とすることなり、第二の供賓とは、賓客に供するをいふ、第三の充庖とは、自分の庖厨の食料とすることなり、田獵して鳥獸を獲て、之を上下一般に普く嘗めさせることをいふ、蓋し六四は承乗とも皆陽剛なり、承乗とは上にあるものを承といひ、下にあるのものを乗といふ、承乗皆陽剛とは、上に承けるも下に乗るも皆陽剛、即ち四の承乗は九五と九三なり、三と五と何れも陽剛なれば、四は其の間に介まり居り、悔吝の事多かるべきに悔亡ふる所以は、陰の質にて陰位に居り中正ではなけれども、正當の地位を得て居る故なり、新く適所を占めて居るを以て爲すことよく行届き、手落なきこと恰も田獵をして祭祀も饗應も充分に出來て、其の餘肉は又家人一同にて飽く程食し得るが如し、誠に巽の時に處するの道を得たるものといふべし、故に悔ゆることなくして吉なる所以知るべきなり、支那の昔し春秋の時、鄭國は小弱の國にて、動もすれば晋楚の暴力を受くることなきにあらざりしといへども、賢大夫の子産なるものあり、之を待つに禮を以てせしかば、晋楚も無禮を仕向けること能はざりきといふ、是れ弱小なりと雖も道を竭して手落なき故に悔を遺すことなかりき、因りして三品を獲るとは子産の如きものをいふべし。

象傳曰。田獲三品。有功也。

巽順の道を上下に竭すこと、猶田獵して三方へ供すべき獲物ありて上下とも悦ぶが如し、是れ巽順を竭したる爲に相方悦んで満足するは、全く巽順の功なりとの意なり。

【占斷要】 才能乏しけれど順直にして能く輔佐の任を盡し、事の成功を見るの時なり。○其の所爲善く人の心に適ひ、各人の心服を得るの時なり。○商業に於て大利あり、事業を起して大利あり、萬事順路を辿る時なり。○學生は難解の箇所を解し得て心氣自ら快き時なり。

九五、貞吉悔亡。无不利。无終先庚三日。後庚三日。吉。

九五は陽剛の君位にして中正を得たり、巽順の時に當り、侍臣のものを始め、一般の人情風俗巧言足恭の弊あり、因て君上の身に悔ある時なれども、此の君剛健中正の徳あるを以て、自ら率先して弊習を去り、正理の在る所を求めて悉く改革一新せり、決して悔亡ふるに至れり、之を「貞吉悔亡」といふ、斯く改良して積弊を除きしは誠に利し、不利なること毫もなし、此の君最初の程は侍臣共の柔媚を悦び、其の弊害あるに心付かざりしも、元來剛健銳意の君なれば、仕舞に注意するやうになりて大に弊を改め、妄りに巽順するものを排斥するに至れりと、是を「貞吉悔亡无不利无終先庚三日、後庚三日」といふ、「先庚三日、後庚三日」とは、事を改むるに際し、其の

始に丁寧に反覆して研究の上着手し、既に着手して變更し了りたれば、後日弛廢なきやう注意することなり、九五の君が今萬機を一新し、風俗を改良するに當り、能く其の始に圖り、能く終を完うするやうにすれば吉なりとの意なり。

先庚三日云々の句は、上經山風蠱にも見えたり、本義には庚は更と同じ、事を變更することなり、十干に於て庚の前三日は丁なり、丁は反覆丁寧の意、又庚の後三日は癸なり、癸は揆なりハカルと訓す、變更するときは前數日間丁寧反覆推考して着手し、既に變更したる上は將來を揆度して成功を失墜せざるやうにするをいふとあり、尙蠱の卦を参照すべし。

象傳曰。九五之吉。位正中也。

九五が吉を得る所以は、陽剛にして陽位に居り、中正の地位を得たるを以て、萬事正中の道を履行するやうになる故なり、凡そ人物と地位と相應するときは、行爲亦相當して、相應の吉慶あるべきをいひしものなり。

【占斷大要】 初め亂れて後治まるの象なり、創業の時困難の事ありしも、守成に至りて基礎安固なり。○輕舉事を誤るの象なり。倭言に惑うて殆ど危地に陥らんとせしも、終に自覺して改新し、大に幸福を見るべし、百事類勢を挽回するなり、銳意軍に従ふべし。

上九、巽在牀下。喪其資斧。貞凶。

上九の位他は、國君の顧問官若し大家なれば勢力ある相談役とか、家事監督とかいふべき位地なり、斯かる高位に居るものは、傲然として高ぶるは宜しからざれども、餘り卑下して威嚴を失ふは不可なり。然るに上九は陽剛なれども、巽の極に居り、自ら卑巽に過ぎ、身を安んずるの權利を棄て、下座に坐せり、是を以て己れの當然領有すべき資斧と裁決の權を失ふに至る、是を「巽在牀下、喪其資斧」といふ、凡そ巽順の道は理に於て真正なれども、身分に過ぎたる巽順は反りて凶害となるべし、「貞凶」とはこの謂なり、資斧の義は旅の卦の九四に見えたり。

象傳曰。巽在牀下。上窮也。喪其資斧。正乎凶。

巽うて牀下に在りとは、位地が上に在りて其の位地に不釣合の巽順をなすものなれば、巽順の爲に窮することになるとの意なり、其の資斧を喪ふとは、餘り巽順に過ぎて反りて己れの資格と權利を失ふとの意にて、如何なる場合にも巽順の道は正理に適ふものかといへば、決して然らず、或る場合には反りて凶害になるとの義なり。

【占斷大要】 仁愛に過ぎて人畏れず、賞與に過ぎて濫賞となり、本務を忽にして義務に違ひ、善柔に過ぎて權利と財産を失ふの類皆巽の弊なり、野心家に觸着せらるるも本爻に當るものに多し、愼まざるべけんや。



兌下 兌上 爲澤

兌は説ぶ義なり、前卦の巽を入るといふ意より取りて、深く立入りて互に真情を打明かすときは悦ぶものなり、故に巽に次ぐに兌を以てす、是れ序卦の説なり、蓋し本卦は一陰二陽の上に出で、二陽が一陰を尊敬するの象なり、人事に取れば大なるも強きものが、小なる者弱き者の下坐に居りて小弱なる者を敬ひ、小弱なる者之が爲に悦ぶの象なり、又澤は水の溜まり集まる所なり、其の集り溜りし水の爲に、萬物潤澤を受けて悦んで成長す、凡そ大小強弱貴賤上下相交り、大なるもの強なる者が、よく小なる者弱き者を援けて之を保護せば、小弱者は悦んで之に服し、互に生を完うすべきなり。

兌亨。利貞。

本卦の體を見るに、陽剛が中正に居り陰柔が上に出づ、是れ表面より見れば剛強の男子が内を務めて、柔弱の女子が外務を掌るが如く見ゆれども、然る所以にあらず、是れ内に剛直正實の徳ありて、外に柔順溫和の形あるものは、何れの處何れの場合にも通用するものなりとのことなり、兌の主意は即ち是なり、故に兌は亨るといふ、併し和悦も和悦すべき正當の理由あるにあらずんば不可なり、私欲に悦び不正の利益に悦ぶ如きは後日の凶害となるべし、道を聽いて悦び、公益を見て悦び、凡そ仁義忠孝を竭して悦ぶ如きは、誠に真正に適ひて悦の道を得たるものなり、故に「利貞」といふ、真正の道を悦ばずして、單に一個の肉體上の樂みなごに悦んで

従ふときは大凶を招くに至るべし。

象傳曰。兌説也。剛中而柔外。説以利貞。是以順乎天。而應乎人。説以先民。民忘其勞。説以犯難。民忘其死。説之大。民勸矣哉。

兌は悦ぶ意なり、説の字は悦と同じ、さて本卦は上下とも一陰が二陽の上に在り、陽が悦んで陰に下るの象は、人も心剛毅にして表面温和なるをいひしものなり、之を「剛中而柔外」といふ、又悦ぶにも正理に従ふを悦ぶは誠に結構なることにて、即ち忠孝の道に悦び、博愛の道に悦び、勤儉のことに悦び従ふが如きは、利貞の道に適ひて宜しきことなり、故に「説以利貞」といふ、之に反して酒色に悦び、逸樂に悦び、驕奢に悦ぶ等は、凶害を招くべし、悦んで真正に適へば天道自然の理に順ひ適うて人意にも自然に應ずるなり、凡そ悦んで正理に従ふときは人皆感動して同情を寄す、是れ自然の理なり、之を「説以利貞是以順乎天而應乎人」といふ、正理には人感じて之を悦ぶは自然なり、故に悦んで人々の先きに立ちて、正道を行つて見れば、人々其の誠意に感じて、各々骨折を忘れて共に正道を行ふに至るべし、正道を悦んで國家危難の場合に其の衝に當り、身命を犠牲に供して見せれば、人々も其の義に感じて各自生命を弃つるを忘れて義を守るべし、凡そ上に立つ者義に向ふを悦べば、下亦上に倣うて義を勵むべし、上の好惡するに隨ふは下の情たり、説樂の人心に大關係あること知るべきのみ、人民

も上の悦ぶことの方角に従つて何れにも勧めることの出来るものではないかとの意なり、之を「説以先^レ民民忘^ニ其勞云々」といふ。

大象曰。麗澤兌。君子以朋友講習。

麗澤とは二個の兌澤が互に付き添ふことなり、本卦は上下ともに兌澤なれば云爾、麗はツクと訓じ、附の字と同じ、兩澤相附けば益々滋潤の効あり、君子は其の滋潤の象を朋友互に集り附いて萬事を講究習得するなり。

凡そ麗澤の象は、人事百般の上に應用せられて効あることいふまでもなし、朋友の講習は智識交換、義理研究の上に非常なる利益あり、且つ近接して伏藏なきことを語るも朋友に如くものなきを以て、特に朋友講習といへり、此の主旨を擴めて内外政務の上に舉國一致を圖るなど、最も益する所あるべきなり。

【占斷大要】 本卦は正義のある所に心を盡して公衆の益を圖るべきの時なり男子二人席を譲り、而して女子をして首席に置くの象なり◎毀損する象なり、温和にして親み交るの象なり、朋友と切磋琢磨し、智識を交換して益を得るのときとす◎重患者にして本卦を得るものは注意すべきときとす。

初九、和兌吉。

初九は陽剛にして陽位に居れども、説體の最下に在りて正應なし、是れ却りて偏私なく、一般

のものに對して和悦す、故に衆人の愛を受けて吉慶を得るなり。

象傳曰。和兌之吉。行未疑也。

利己の心ありて殊更に柔和を裝ひ悦を示すは私欲なれども、初九の和悦は野心ありてのことにあらず、惟和らぎ兌ふ、故に吉なりとある、是れ其の行爲に未だ疑はしき所なく、公平にして偏私なく、一般のものに對して快く交るを以て吉を得るなり。

【占斷大要】 公平の心を有し、毫も求むる志なく、何人に對するも悦んで交る、故に忽ち衆の愛する所となりて吉慶あるなり◎私に求めなく、心潔白にして自然を楽しむの風あり、或人の句に「のとけさやねかひなき身の神まうて」とあり、人は此の心にて處れば反りし幸福あるべし。

九二、孚兌吉。悔亡。

孚兌とは誠の道に因るを悦ぶといふことなり、即ち正道を悦ぶとの意なり、九二は陽にして陰位に居るを以て、九五と相應すべき地位なれども、同じく陽なれば正應せず、因て動もすれば六三の隣比にして且つ柔和媚悦なるに従ひ易き地位なり、然るに九二は陽剛の君子なれば道理のある所にあらずんば悦ばず、何處までも九五の君に應じて忠愛の道を盡さむとするものなり故に吉にして悔ゆることも消滅して何時も心廣く體胖なり、此のことを「孚兌吉悔亡」といふ凡そ何人も義理に悦べば福あり、私欲に悦べば殃咎あるは當然の理なれども、凡夫は私欲に迷

ひて悦ぶべからざるを悦び、遂に不名譽の振舞をなして世に容れられざるに至るなり、苟も學問するものは剛腸にして、志操の堅固にありたきものなり。

象傳曰。孚兌之吉。信志也。

正道を悦んで吉を得るは、志を誠信に存するものであることなり、凡そ善を行ふを以て樂みとするものは、其の志が常に至誠の上に存して居るものである、故に萬事に誠意が附いて回はるを以て、神人ともに感じて終に天賞を受けることになるべし。

【占斷大要】 温和にして交誼に篤く、而して不義のことには心を任せず、潔として犯すべからざる所あるものなり、是れ君子の象にして所謂和して同せざるもの、吉なる所以なり、「神ほとけ祈る心はひとすちにすぐなる道をゆけよ世の人」といふ古歌あり、本爻に當るもの特に直くなる道を行きて、自ら世人の感動することあるの象なり、私を忘れて公に従へば和して同せず孚兌の道に適うて吉を得べし。

六三、來兌。凶。

「來兌」とは自分の下に居る九二に媚て悦びを呈し、利を求めむとするをいふ、凡そ野心ありて機嫌を取り來るもの皆この象なり、是れ正道に悦ばずして私利に悦ぶものなり、小人は容悦を爲すを以て常事と心得、恬として怪まず、甚だ凶なる道なり。

象傳曰。來兌之凶。位不當也。

六三が來り兌んで凶害を招くは、陰柔にして陽位に居り、位地が不中正である、故に求むる道

を失ひ居るなり、原來三は上と相應すべき筈なるに、本卦の上六は六三と同じく陰柔なれば應ずること能はず、是に於て外卦に進み往きて九四に求むれば猶可なり、然るに内卦に退き來りて九二に求む、是れ求むる所以を失ふなり、故に凶なり。

【占斷大要】 邪にして幸福を求め、佞にして人を悦ばせ、目的とする所惟利のみを計るときなり、速に心を改めて正に就き邪を去るときは凶害なし。

九四 商兌未寧。介疾有喜。

「商兌未寧」は、兌を商りて未だ寧からずと讀むなり、九四は陽剛なれども陰位に居り、位地正しからず、上に九五中正の君を承け居る故に、此の君に従つて國家を治むるを悦べば九四の本分にして理の當然なり、然るに動もすれば下に居る六三の陰柔佞媚を悦んで之に比せんとし何れになさんかと、悦び従ふ所を料りて未だ決定せず迷ひ居るとの意なり、此の際情欲を思ひ切り、正邪の分界を立て、正を悦び邪を疾み、六三を捨て、九五に就けば已れの幸のみならず實に天下國家の慶福なりとの意、是を「介疾有慶」といふ、介とは二つの界限を云ふ、界を畫して一方を排斥するを介疾といふなり。

象傳曰。九四之喜。有慶也。

九四が六三の柔媚を悦ぶ情を斷念するとき、獨り九四自身の仕合せのみならず、國家の幸福

なりごの意なり。

【占断大要】 營利事業をなして利を獲、而して費心のこと多き象なり。又病に罹りて困難することあり、又酒色に耽り禍を招くことあり、而して終に一變して慶事あるべし。

九五、孚于剝、有厲。

剝とは陰が陽を剝ぎ落す意にて、小人が媚悦を以て君子を籠絡することをいふ、「孚于剝」とは、小人の瞞着せんとしし色々機嫌を取り来るを實意あるものと思ひて、之を受くるときは甚だ危しとの意なり、是を「孚于剝、有厲」といふ、蓋し九五は君位にて剛健中正を得たれば、何事にも善を盡すはいふまでもなければ、聖明の世と雖も小人なき能はず、聖君と雖も小人の爲に妨害せられざるものと限るべからず、小人が明君に對しては何處までも偽善を装ひ、浸潤の間に私利を營まむとし、種々の手段を以て君に取入らむとす、君一度其の手段に乗れば危きことあり、九五の如きは剛健中正の位地に處る明君なれば、斯かること毫もなかるべしといへども、萬一にも小人に瞞着せられれば假令中正の君といへども危しといひて、凶害を未萌に防ぎたる意なり。

象傳曰。孚于剝。位正當也。

小人が君子を剝落して、已れ君子に代りて權を弄せんとする手段に乗せられて、小人を信する

ことあらば實に危険なりとあるは、九五の君は中正の位を得て居る故に毛頭斯かる失敗はなれども、萬一之ありてはならぬと戒めたる辭なり、蓋し本爻は上六の陰柔に比し、上六と動もすれば懲勸を通じ易し、上六は頻に悦媚を呈して九五を瞞着せむとす、九五賢明と雖も長き間には或は引き入られんも計りがたし、因て戒を垂るゝなり、新田義貞が勾當内侍に於ける、唐の太宗の則天武氏に於ける、英傑の君と雖も柔媚には惑ふことあり、戒めざるべけむや。【占断大要】 利を以て誘ふものあり、甘言を以て欺くものあり、已れ之に乘り易きときとす、注意すべし。

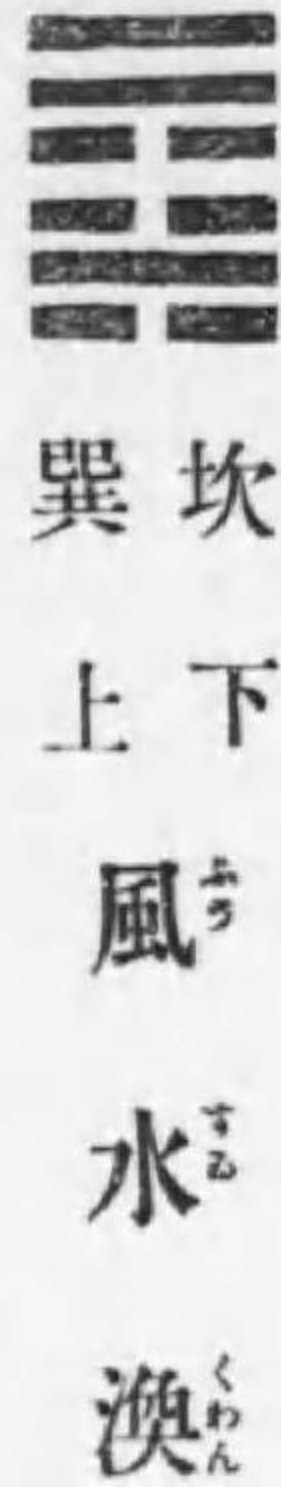
上六引兌。

引とは他人を引寄する意なり、我他人を悦ばせて他人悦んで我れに従ふやうになるを以て悦びとすることの意を「引兌」といふ、上六は兌説の極に居り、成卦の主たり、媚悦を呈すること至らざるなきものなり、六三と應すべき筈なれども、同性にて相與みせず、そこで九五は隣比のごとでもあれば、九五を悦ばせて之を引張り込まんとす、然るに九五は剛直中正の君なれば、正理のある所ならば同意するかも知らぬが、野心ある誘引には到底従ふものにあらず、因て此の際は上六の正邪如何によるべし、正道を以て近接すれば利し、苟も邪悦を以てすれば反りて禍となるべし、將來如何の結果に至るかわざと吉凶悔吝を言はずして、各自の判断に任じたり。

象傳曰。上六引兌。未光也。

上六が九五を悦ばせて自分の方へ引入れやうとするは覺束なし、出来さうもないこの意なり、「未レ光也」とは、大に目に立つやうなることは出来ぬこの意なり、九五の心を少しは動かすことはあるべけれども、全然引入るゝことは到底能はざるべし、君子は往かしむべし、陷るべからず、欺くべし、強ゆべからずとは、このことなり。

【占斷大要】 引兌を隠退して悦ぶ象ともなる、故に官吏など辭任して利しき時なり○利益に惑ひ口舌の爲に誘導せらるゝの象なり、肉體の欲に迷ふの象なり。



渙は散する意なり、序卦に説ぶときは鬱氣の散するものなり、故に兌に次ぐに渙を以てすとあり、坎は水なり、巽は風なり、風が水面を拂ふときは水上の氣飛散して波紋を生ず、故に風水渙といふ。

渙亨。王假有廟。利涉大川。利貞。

困難の散するときには憂心去りて安心となる、これを「渙亨」といふ、亨は發展亨通の意にあらず鬱憂の事始めて解けて先づ安心する意なり、將來は大に亨通すべし、憂事ありて通じ難き時は誠意を込めて其の事を處すべし、誠意を込むるは猶王者が祖先の御廟に詣りて、國家の長久を

祈るとききの如くすべし、誠意を盡して神を祭れば散漫せる神靈も聚り來りて祐護を與ふべし、蓋し眞に神靈の來格するにはあらず、我精神一到せば如何なる困難をも渙散して安舒の境に出づるを得べきことをいひしものなり、それには至誠を盡して其の事に從ふに如くはなし、至誠を盡す體は、王有廟に假るとききの如くするなり、是を「王假有廟」といふ、有廟の有は敬語にて本邦の御の字の如しと尙書の註に見えたり、萃の卦にも此の文あり、彼處にてはよく解釋せざりし故に、此に改めて解するなり、右の如く誠意を以て事をなせば大川の危険をも冒し涉りて利し、それには苟も權詐の處置あるべからず、終始貞止の道に從ふを利しとするなり、是を「利涉大川利貞」といふ。

彖傳曰。渙亨。剛來而不窮。柔得位乎外而上同。王假有廟。王乃在中也。利涉大川。乘木有功也。

渙の亨る所以は、元來本卦は天地否 三三 でありしものが、其の第四爻の剛が、内卦に來りて第二爻の地位を占め坎卦の主となり、否の六二即ち第二爻が、外卦に往きて先きに剛の居りし處を占めて六四となり、巽卦の主となりしものなり、さて天地否の時は天氣升り地氣降り、交換の道塞がり、萬事窮して亨通せざりしが、今其の第四の陽剛が來りて内卦第二位に居ることになりたれば、塞がりしものが通じて窮することがなくなり、又否の六二の陰柔が外卦に往き、

位地を換へたるを以て、剛柔相濟ひ陰陽相助け、即ち剛が降りて柔が升り、降りしものが升りしもの志を同うして、塞がりし運勢を開くことになりしを「剛來而不窮、柔得位乎外而上同」といひしものなり、之を人事に取れば局課の廢合、人物の交換、商工業等の營業場新設位置等、適所を得適才を得れば、哀勢を挽回して大に開運を見るべきなり、此にて一節とす、又「王假有廟」といふは、宗廟の神靈を祀るには齋戒沐浴至誠を込むれば、神靈其の誠に感じて來格する理を思ひ、天下離散の時、王者たる九五の君は中正に居て之を拾收統一するに、先づ有廟に詣り至誠を込めて神靈を祭り、神靈其の至誠に感じて來格する如く、萬民に臨むに至誠を以てし、萬民其の至誠に感じて心を一に歸するやうになるは、渙散の時に王者之を拯ふの道なり、是れ「王乃在中也」といふ、又「利涉大川」といふは、坎は水災は木なり、水の上に木あり、木は船のことなり、船に乗りて大川を濟り、舟を以てはすべしとのことなり。

大象曰。風行水上。渙。先王以亨于帝。立廟。

風が水の上を吹き拂ふは風水渙の象なり、先王は天下の離散するを收合するに、第一上帝を祭り祖廟を立て、之を禮拜し、忠孝を行ふべきを示す、人心を一に歸せしむるは忠孝の道を勸むるに如くはなし、孔子も終を慎み遠きを追へば民徳厚きに歸すといへり、我が皇祖神武天皇も、御即位早々天神を奉祭せられて大孝の道を示し給ふ、明治天皇の詔勅にも、我臣民克く忠

に克く孝に、億兆心を一にして、世々其の美を濟せるは、我國體の精華にして、教育の淵源亦實に此に存すと宜ひき、國家統一の基たる知るべきなり。

【占斷大要】 憂愁を散する象なれども、亦家財を散し志想を散し、志願成らず、一家一國を統一する能はざる象と見るべし、患難憂苦の事去りて心にも、欲する所成らず、是亦憂なり、偏に人事を竭すに如くはなし。◎航海中故障あるの象なり、然るに此災は免かるべし、◎正當の價格より高價を支拂ふ象なり、何事も此の例にて實に過ぐるの象なり。

初六、用拯馬壯吉。

下卦の坎は險難の象なり、初六は其の最下に在りて鬱結し居り、未だ開運に至らず、固より陰柔微力にして自ら困難を脱すること能はず、到底他の力を藉り用ひて拯ふものなり、幸に上に九二の賢者あり、其の才壯馬の如し、初六之に従へば其の困難を脱するを得て吉なりとの意なり。

象傳曰。初六之吉。順也。

初六が吉を得る所以は、能く剛健にして中を得たる九二に柔順なればなり。

【占斷大要】 自ら爲すことは成らず、故に先輩に従つて爲すべし、本爻の場合速に速にあり、信ずべき人に依頼して福を得るときなり。

九二、渙奔其机。悔亡。

「奔其机」とは、身を寄すべき處へ速に奔り寄るとの意なり、机は几のこと、オシマツキと訓

じ、人の倚り安んずる者なり、九五を指していふ、九二は陽剛にして中を得たれども、坎水の險の主たれば獨立特行にて艱難を換散すること能はず、必ず九五の大人に従つて事を爲さるべからず、若し躊躇して居るときは凶害に罹るべし、速に従へば悔ゆること消え去るべしとの意なり。

象傳曰。渙奔其机。得願也。

患難を換散する時倚安すべき机、即ち九五の大人に速に就くことは、我がかねての志願を得たるものであるとのことなり、徳川家康が鎌倉及小田原等の古蹟に據らずして、廣漠たる江戸に覇府を定め、劉備が益州に據り、北條早雲が小田原に據りし如き、皆換散の時能く據る處を速定したるものなり、又毛利元就が陶氏を討たんとせしとき、勅許を受けたる如き、悔亡んで大吉をたるものなり。

【占斷大要】 本爻の時は艱苦一身に經ふ時にて、自ら免かれがたき状態なれども、然るべき大人に據りて安堵を得ることあり。◎又他より吉事を報ずるものありて、一線の光明を暗中に認むるの象なり。

六三、渙其躬。无悔。

六三は陰柔不中正にて坎險の極に居り、患難の事身に集まり來る時なり、然れども上九の陽剛と正應なれば、其の補助を受けて我一身だけの患難の換散するを得て、始めより格別の悔事なくして済むとの意なり。

象傳曰。渙其躬。志在外也。

其の身の患難を換散するを得るは、外卦の上九に應じて其の救援に倚る志を持つより他に方法なし、六三の志は果して其の方法を取りたるものなり。

【占斷大要】 困苦の際上より委任せらるることあり、身を之に委して成功するの象なり、此の時に際して患難は自ら去るものと知るべし。

六四、渙其群。元吉。渙有丘。匪夷所思。

「渙其群」とは萬民の患難を散じ去るとの意なり、六四は柔順にして陰位に居り、位地正位を得、九五の君を輔佐して能く天下の患難を救ふ、大に吉なる所以、故に「渙其群元吉」といふ蓋し患難を換散すれば衆望皆其の人の仁徳に屬して人心之に集まるべし、斯の如き大成功は常人の企て及ぶ所にあらず、實に思ひも寄らぬことなり、之を「渙有丘、匪夷所思」といふ。

象傳曰。渙其群。元吉。光大也。

其の群を換して元吉を得るは、功績の光大なることをいふ、凡そ國家の患害は大小種々ありと雖も、人心腐敗して道義地に墜つるを大なりす、之に亞いて戦亂饑饉等を始として、諸の妨害商工業の萎靡、金融窮迫等の事、總じて世道の進運を妨碍するものは、銳意除去するに勉めざ

るべからず、是を以て内は教育を盛にし、國防を嚴にし、國産を増殖し、貿易商工業を擴張し運輸交通を便にし、外は外交を圓滿にして外人の感情を害はぬやう、即ち締盟列國との親厚を謀る等は、其の群を換するの重なるものなり、此等内外の整理完全に至れば、億兆の慶福邦家の元吉なる知るべきなり、是れ輔弼の大臣の責任なり、六四は此の責任を全うするの象なり故に其の功績光大なりといひき。

【占斷大要】 患難に遭遇して困難を免かるの象なり、我計畫時に適して功績を顯はし、世間より稱揚せらるゝ象なり、又疾病及び煩累の事散し消えて悔なきに至るの象なり。

九五、渙汗其大號。渙王居无咎。

「渙汗其大號」とは、九五は陽剛中正の人君なれば、天下を以て憂とするもの故に天下の患難を換散するに當り、大政令大號令を全國何處の隅までにも行渡るやうに發布して、億兆の心を一致になさしむること、恰も汗が全身に發して身體盡く濕ふが如くするをいふ、「渙王居」とは、六四の大臣輔弼の功績に因て王者の憂とせらるゝものを換散し、王者は之が爲に皇居に安んせらるゝこの意、即ち王者の安居を危うする患難を換散するといふことなり、蓋し本爻は良弼を得て天下の亂を安んじ、随つて王位安堵億兆各其の所に安んずることをいひしものにて元吉に相違なけれども、畢竟六四の功なれば六四の處にて元吉とありて、本爻は其の良弼を得た

るを嘉みする故に單に咎なしといふなり、湯王の伊尹に於ける、桓公の管仲に於ける如き此の類なり。

象傳曰。王居无咎。正位也。

皇居の無事なるは王位が剛健中位なればなり、王者が良弼を得て王位に安んずるは、畢竟王の剛健中正の徳あるを以て、斯の如き運勢を得たるものなり。

【占斷大要】 専心大事に處して患難を治むるの時なり。國家の興廢に關する事に臨みて大英斷の處置を行ひ、輒福爲福の幸運を迎ふべし。

上九、渙其血去逖出无咎。

上九は外卦の上に居り、陽剛にして患難を換散するの才ある象なり、故に「其血去逖出」といふ血去るとは、元來患難に遭遇すれば或は身を傷け血を流すことあれども、今は其の傷害に罹らず、血を見ることがも去りて安んずるを得るとの意なり、逖出とは、患難のときは畏懼すること多きものなれども、今は其の畏懼することも出で去りて安意なりとの意なり、本爻は六三と應するなり、然るに六三は坎水の極に居り、患難の極點に在る故に、若し之に應するときは、共に患難に陥りて傷害を受け畏懼することあるべけれども、超然として危きに近かよらず、能く自ら處して傷害を免かれ畏懼を避け、以て咎なきの境に身を置くものなりとの義なり。

象傳曰。渙其血。遠害也。

血の字の下に去の字を脱せしものならむ、さて患難を渙散するとき、傷害を受けて血を見ることをなさぬは、其の身に害を受くることを遠く避くるを得たればなり、凡そ久しく君寵を受け樞要の位地を占め、專制思ひのまゝのもの、動もすれば衆怨の府となりて傷害畏懼のことなきにあらず、宜しく退きて無位の地に居り、以て禍害を遠くべし。

【占斷大要】 本爻に當るもの俗情を看破し、名利に汲々たらず、貧賤に戚々たらず、悠々舒暢して世を渡る象あり、九重を内に壯にすれども、居る所は膝を容るゝに過ぎず、八珍を前に羅れども、食ふ所は口に適ふに過ぎず、功名を貪らず驕奢を去り、恭儉身を持して心安處に止むるを可とす。

兌 下
坎 上
水 澤
節

序卦に渙は離散の義なり、物離散するときは節して之を集むべし、故に渙に次ぐに節を以てす。どあり、兌下坎上は澤の上に水あるの象なり、澤の水を容るゝ限あり、滿つれば溢る、宜しく節制を加へて中を保つべし、萬事節制すれば過失なかるべし。

節亨。苦節不可貞。

節とは節制の意にて、何事を爲すにも過不及なく、程よくすることをいふ、人に對して禮をす

るは固より當然なれども、貴賤親疏によりて程よくするを禮節といひ、貞操を盡すは結構なる事なれども、時と事柄によりて程よく過不及なきやうに盡すが善の善なるものなり、之を節操といふ、その他節儉といひ節義といひ、節用節食の類、何れも程よくする意なり、物事程よくするときは、何れの場合何れの土地へ行つても行はれぬことはない、之を「節亨」といふ、然るに苦節となると、節に過ぎ骨折つて拘泥し、堅く執つて通せざるなり、つまらない處へ義理ばるは節にあらず、辛苦して態々節に過ぐることを固く執りて守るは馬鹿な話なり、故に「苦節不可貞」といふ、慶長十九年、大阪冬の陣に、徳川家康が城昌茂に命じて蜷川を固守せしむ既にして敵の陣中を望むに旗幟あれども烟なし、是れ逃れしならんと諸將進んで川を渡んとす而して昌茂聽かずして曰く、首將固守せよとの嚴命背くべからず、諸將乃ち止む、後家康昌茂を召して、汝専ら我命に拘泥して機を見るを爲さず、所謂柱に膠して琴を鼓するもの、斯の如きものは軍を統べしむべからずといひて、即日昌茂の將を罷めたりきといふ、蓋し昌茂は他意あるにあらず、苦節を真正に固く守りし故に骨折損の草臥まうけをなしたるなり、古今此等に類する話何程あるや知るべからず、要するに權度を以て事を制すること能はざるもの、往々苦節に陥るべし、思はざるべけむや。

象傳曰。節亨。剛柔分而剛得中。苦節不可貞。其道窮也。說以行險。當位以節中。

正以通。天地節而四時成。節以制度。不傷財。不害民。

萬事過不及なく中庸を得て程よきものは必ず亨通すべし、忠孝の道も程よきを貴ぶなり、節すれば亨るとはこのことなり、本卦は陽剛と陰柔と三爻づゝ平等に分れて、九二と九五は皆剛を以て中に居る、是れ剛柔中を得て過不及なく、程よく配當せり、「剛柔分而剛得中」とは此のことなり、又苦節のことは固く守るべからずとあるは、其の道が極端に馳せて行詰まる故に毫も亨通せざればなり、さて又青年のもの學を修め業を習ふは誠に骨の折れるものなれども、其の骨折を悦んで實行し、又困難を冒して業務に従事するが如きも「皆説以行險」といふべきものなり、斯く骨折ても悦んで勉強するは、將來發展して幸福の身とならむとすればなり、是れ至極よいことなれども、時に順逆あり、身分に幸不幸あり、己れの地位と力とを度り、其の時と身分とに順應して事をなさざれば、折角の勉強も効果を見ること能はざるべし、故に位地によりて程よく勉め、過不及なく、中庸を正しく行へば其の志は必ず亨通すべし、このことを「説以行險、當位以節、中正以通」とはいふなり、斯くの如く何事も節することありて相方都合よく圓滿の結果を見るものなり、彼の天地の大たるものも節ありて毎年春夏秋冬四季の順序を成すものである、故に聖人は時と場合とに應じ、程よく制度を立て、國家を治むるを以て、出費も無駄にならず、人民の迷惑にもならず、上下一般都合よく治まるとなり、之を「天地節而四時

成、節以制度、不傷財、不害民」といふ、凡そ人生は其の身に應じて成功するが何寄の目的である、而して其し大小は其の人の腦力體力資力の三力によることを思はざるべからず、三力揃へば申分なれども、一も缺點あるものは之に應じて程よく處するこそ必要なれ、程よく處して小事にても成し遂げ早く心身を安んじ父兄を安心せしむるが第一の徳義なり、徒らに高大を望み、虎を畫きて犬に類するが如きをなすは固より節にあらず、而して成し得らるゝことは充分に心力を盡すべきなり、是れ本卦の要旨なり。

大象曰。澤上有水。節。君子以制數度。議德行。

澤は廣しといへども限あり、水を容るゝに過ぐれば溢る、是れ坎上兌下は節の象なり、君子は此の象を觀て、法律制度に繁簡の別を程よく定め、人々の心得方日常の行爲に、輕重緩急の悉く節に中るやうに教訓を施すとす。

【占斷大要】 萬事節限あり、過不及不偏不倚の處に立つべし、善柔なるべからず、頑固なるべからず、時に應じて程よく處すべし、才徳を量り資力を料り、以て中を執るべし、勢に乗じて進みたるに障礙ありて止まるの象なり、誹謗を受くることあり自ら節制して盈滿を慎むべし、商業等を營むもの熱考して取引をなすべきのときとす、今は物價低廉なるときとす。

初九、不出戶庭。无咎。

本爻は節卦の初にて充分節制すべきときなり、例へば下卦の澤に上卦の坎水を注入して、未だ

程よく満たざるもの、如し、人も秀才の質ありと雖も、年輩尙若く修學未だ足らざる時は、未だ世間に出て、活動すること能はず、家内に許居り、戸口の履物を脱ぐ所より外へ出づることなきもの、如し、是れ下位に居て戸外の事などには出しやばらず、よく其の分限を守り居るものなり、故に人の毀譽に與らず、咎なき所以なり、蓋し初九は陽剛にして正位を得、將來有望のものなり、然れども現在は能く處を審にして安進せず、自ら節して他日時を待つものなり。

象傳曰。不出。戶庭。知。通塞。也。

通塞の通は享通することに、塞はフサガルと訓じて通せぬことなり、凡そ事には享通する時あり塞がりて通せぬ時あり、如何なる賢才子といへども時運の塞がりて通せぬことも、又都合よく通することもあるは古來皆然り、其の塞がるときは止まりて出でず、通するときは進んで事を爲すが君子なり、初九元來君子人なれば退いて節すべきを熟知し、戸庭をも出でずして節を守り、分限外のことには毫も手を出さざるは、よく通塞の理に達したるものといふべし。

【占斷大要】 時機未だ去らず、大鷲も翼を修むるときなり、大事業を企つるもの、此爻の場合には諸般の準備未だ完全せざる時なり、◎隱忍韜晦して徐に時を俟ては事成るの象なり◎何事も言語より敗るの象なり。

九二。不出。門庭。凶。

前の初九は陽剛なれども最下に居り、人事に取れば才學あるものも野に在りて、妄りに售らざ

るものなれば、戸庭を出でざるも咎なれども、九二は剛也然らず、陽剛にして中に居り、九五の君と相應するものなれば、宜しく進んで五を輔佐し、以て天下の政を節すべし、然るに九二は下手に威張つて高節を氣取り、冠冕を泥土にするが君子と心得、高く止まりて門庭をも出でず、斯の如く諸君の聘に應せず、爲に時機を失ひ甚だ凶なる所以なり、本爻に何を以て君の召に應せず門庭を出でずして止まり居る象あるかといふに、九二の互卦二より四までに震あり、震は震動の義ありて、剛中の才を以て進出すべき性質なれども、上の三より五までに艮の互卦あり、艮は止まる性質なるを以て震の動かんとするを艮にて止め居る、故に其の召に應じて進み出づる好機なし、是を以て凶を見るは氣の毒のことなり。

象傳曰。不出。門庭。凶。失。時。極。也。

門庭を出でずして凶を取るは、程よき時機を失ふことの極端に偏する故なり、凡そ君子の世に處する百事時を得るを貴ぶなり、時を得るは天命を得るなり、天命を得て爲したる事は功を成さざるなし、國際の談判戦争を始め、百事皆然らざるはなし、今九二は剛健の質ありて中を得進んで九五の君を輔け、以て天下を安んずべきの時なり、然るに門庭を出でず、徒らに不事の志を高うする如きは、實に九二の爲に惜むべきをいひしものなり。

【占斷大要】 高潔の行は人の最も貴ぶべき所なり、而して高潔に偏重するときは亦邦家の利用を爲さず、時としては節を折り

て進むことをなさざるべからず。○我れ彼に對して辭讓せしこと、乃ち彼れに惡感を起さしむることあるの象なり、又我が利とならずして、煩累なる事を負擔して徒勞に終るの象なり。

六三、不節若則嗟若无咎。

節若嗟若の若は助字にて別に意義あるにあらず、節と嗟との意義を取れば可なり、さて六三は兌卦の上に在り、陰柔にして中正ならず、人事に取れば虚榮の高き婦人の如し、節約すること知らず、節操も堅固ならず、常に家事不取締にて、收支の道整理せず、是れ兌悦の性質として一時人前を悦ばせ、永久の遠慮なきものなり、併し今の内に自ら改心して萬事節制を加ふれば尚可なり、否らざれば嗟かはしき憂目を見るに至るべし、斯くなるのも自業自得にて誰を咎むべきやうもなしとの意なり、之を「不節若則嗟若、无咎」といふ、この无咎は他卦と異にして咎むる所なし、自ら作りし災との意なり、虚榮に馳せる癖あるもの戒慎すべきことなり。

象傳曰。不節之嗟。又誰无也。

節制せずして嗟きの生ずるは、天の作せる禍にあらず、自ら作りしことなれば、又誰を咎むべきものなしとの意なり、身分不相應の侈をなすは勿論宜しからざれども、侈といふ程でなくも無用の支出をなし、吝みつゝ費多く、不義理をなして如何ともする能はず、子女の教育も碌々行届かざるものあるは、畢竟不取締の致す所なり、是れ誰を咎めやうもなし、自ら反省して改

むるの外なかるべし。

【占斷大要】 本爻を得たるものは何事も根本的に改め、英断を以て一新すべきのときとす、凡そ己れの怠慢より失敗を招くるときなり、人に據らずして獨立して事を更め物を新にすべし。○己れの力に及ばざる事を負うて頗る困難するの時なり、自ら悔いて改むるに如かず。

六四、安節亨。

六四は柔順陰位に居り、九五の君と親比して其の命令を承順し、能く臣節を盡して之に安んずるの象なり、是れ其の道亨通すべし、蓋し六四は坎水の初めにて、下の兌澤に就き、よく節するの象なり、即ち大臣の位に就き臣節に安んじ、國君を輔けて天下を平治するものなり、畢竟本分に安んじて人事を盡す、是れ亨る所以なり。

象傳曰。安節之亨。承上道也。

柔順にして能く臣節を盡すに安んじて其の道の亨通するは、君上に盡すの道を承け、謹んで之に順ふをいふなり、即ち上に事ふる道を盡す故なりとの意なり。

【占斷大要】 才能はなけれども、溫柔公平にして能く分を守り、謹慎深き象なり、故によく地位を保つべし。

九五、甘節吉。往有尚。

「甘節」は苦節の反對にて、骨折らず平氣で節制するをいふ、九五は陽剛中正の徳を以て君位に

居り、自ら善く節するを樂むもの、即ち節することは苦なく平氣で實行するものなり、故に其の占は吉なり、此の方法を以て進みて事を爲せば、萬事節に中り、天下何れの隈も何れの人も皆尊敬して其の道に従ふべし、夏の禹王の節約の如き、孔子之を稱して禹は間然する所なし、飲食を菲うして孝を鬼神に致し、衣服を惡うして美を獻冕に致し、宮室を卑うして力を溝洫に盡せりといへり、必要の處に豊富にして、不急の策を約す節の至なり、故に天下之に感じて上に心服す、本爻正に之に叶へり。

象傳曰甘節之吉君位中也

九五が節に甘じて吉を得るは、全く人君の位に居て中正の徳あるに由るなり、其中正の徳とは心術の不偏なることなり、心得方の中を得て正しきものは行爲に表はれて、萬事程よく開然することなきに至るなり。

凡そ節に甘・安・若の二あり、甘節は本文の如く節するに當り、快く樂みて實行するもの、安節は節するに先づこれで可き心を落着かせるなり、例へば不充分ながら先づよしとして置く氣味あり、日用の物品などを節約するは、通例安節を以てするもの多し、今一步進めば甘節となり、節に樂む地位に至れば上節といふべきものなり、先帝が明治戊申に下し賜はりし詔に宜しく、上下心を一にし、忠實業に服し、勤儉産を治め、惟れ信惟れ義、醇厚俗を成し、華を

去り實に就き、荒怠相誡め、自強息まざるべしと宣ひ、よく精神と物資との甘節の意を諭させ給ひしこそ畏しけれ、苦節のことは其の例數多あり先づ信節に苦みし例を言へば、往昔支那に尾生といふものあり、一日女子と橋下に會合を約し、己れ先づ行きて待てども女子來らず、其中潮満ちて橋下を没す、生先約を重んじ、橋杭を抱きて去らず、遂に溺れて死せり、是等は苦節の甚しきものにて馬鹿ものなれども、世間往々之に類するものも少からず、思はざるべむや。

上六、苦節貞凶悔亡

【占斷大要】 本爻に當るものは處世巧にして幸運を迎ふるときとす、衆人に對して温順自他ともに喜あり。

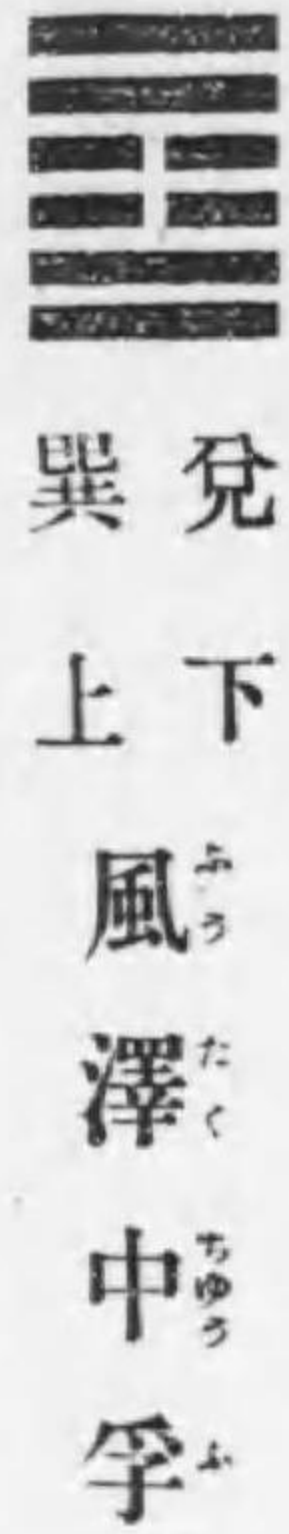
この象辭は「苦節は貞しくすれば凶、悔ゆれば亡ぶ」と讀む方然るべし、本爻は陰柔にして中を得ず、所謂愚直にして節に苦むものなり、其の苦節を堅く執りて、機に臨みて斟酌する能はざれば凶禍あるべし、若し氣が附いて悔ゆるときは其の凶害は消滅するとの意なり、他卦に在りて悔亡とあるは其の悔ゆべきことが消亡することなれども、本爻は悔ゆれば其の將に來らむとする凶害が來らず、即ち凶がなくなるとの意なり。

象傳曰苦節貞凶其道窮也

苦節を堅く執り守るときは凶害の來る所以は、其の道行き詰まりて變通することなければなり

畢竟愚直にて臨機に斟酌をせず、一のことは飽くまで一にて、毫も融通の利かぬものなればなり。

【占斷大事】 從來の方針錯まれり、今より改むるは可はり、又家人一致の計畫を無視して、己れ一人節約をなすときは、却りて損害を招ぐべし、本爻止に其の象なり、又固陋にして先入したることを固く執りて變せざるの象なり、すべて一節に拘泥して變通せざるの象なり、心を改めて陋習を一變すれば吉に赴くべし。



序卦に凡そ事物過不及なく節に中れば孚信となり、即ち事物の情安着す、畢竟程よく中を得る事は人皆信じて安心す、故に節に次ぐに中孚を以てすとあり、中孚とは、中心空虚にして毫も野心なく至誠なる象なり、本卦の形二陰中に在り、空虚至誠の象を示し、而して九二と九五と共に陽剛にして中實なり、何れも信孚の象なり、故本卦を中孚といふ。

中孚豚魚吉利涉大川利貞。

豚はブタ魚はウヲ、豚魚は至つて無智なるもにて情に感じがたきものなり、然るに至誠を込むれば其の感じ難き無心の動物にも感動を興ふることあり、所謂至誠神に通ずるとはこのことなり、至誠即ち中孚の本心が豚魚をも感動せしむるまでに至れば、如何なる頑固のものにても感

するなるべし、是れ大に吉なることなり、斯く至誠を込むるときは大川の危険をも冒して渉るに利し、併し孚信即ち至誠より發する冒險事業は利しけれども、苟も私欲の混交したる冒險は却りて危険なり、必ず凶禍を招くべし、故に大川を冒し渉るには真正の道に據るが利しとなり。

象傳曰。中孚柔在内而剛得中說而巽孚乃化邦也豚魚吉信及豚魚也利涉大川乘木舟虛也中孚以利貞乃應乎天也。

中孚の卦は陰柔二爻其の中央に在りて九二と九五の二陽剛何れも中を得たり是れ成卦の上より言ひしものなり又上卦は巽にて從順の象下卦は兌にて悦ぶの象上卦は下卦に巽び下卦は悦んで之を迎ふ互の孚誠相通する象即ち政府は民情に從つて施政の方針を定め人民は政府の施政を悦んで義務を盡す上下互に相信じて國家を美俗に變化するなり是れ孚信の効績なることをいふ豚魚吉とは至誠よく豚魚の無知なるものにまで及んで感應する故に吉を得るとの意なり、又中孚なれば大川の危険をも涉りて災難を受けず利しといふは、木造の舟に乗りて大河大海を濟るに其の舟は中に何も重荷を積載せず、空虚なる輕舸なれば、狂瀾怒濤にも容易に沈没の患なし、是れ孚誠なれば如何なる場合にも亨通すべきをいひしものなり、中孚にして以て貞に利しといふは、孚誠にして正ければ乃ち天道に適合するとの意なり。

大象曰。澤上有風中孚。君子以議獄緩死。

澤水の上に風吹けば水面忽ち感じて波動す、是れ水體虚なるが故に物に感するなり、人心中孚にしてよく感應するが如し、是を以て本卦は中孚の象なり、さて人の最も大事を取りて扱ふべきは、疑獄の判決と死刑に處すべき罪人となり、君子は中孚の象を觀て、至誠を以て獄を斷じ惻怛の情を込めて成るべく死を緩にす、即ち減刑の處分に從ふなり、今日の如く訟獄の備具せる世と雖も、判決の事實に相違することなきにあらず、司法官たるもの惟單純に法理のみに據りて斷すべからず。

【占斷大要】本卦は相信じ相感するの象なれば善惡ともに相感應する時なり、善に感應すれば宜しけれども、惡に感應するときは不可なり、故に孚誠を以て真正の事に應ずべし、己れ孚誠を盡せば彼亦孚誠を盡すべし、彼我孚誠を盡して始めて成功するるときなり。◎談判協義の事は調ふべし、商業上賣買は彼我に利あるときなり、物價初め低廉にして後騰貴すべし、遺失紛失の物品は見當るべし。

初九虞吉。有他不燕。

初九は信孚の初に居り、陽剛にして陽位を得、六四と正應たり、故に何處までも六四に應すれば吉なるときなり、然るに六四は九五に親比して、天下の政務を司り居ることなれば、初九に頓着するを肯せず、是に於て初九は斯くすれば斯くなる、かうすればかうなると、よく永遠のことを虞りて、沈重の計畫をなせば吉なり、若し他に心を傾けて六四に從はざるは不利益なり

安心が出来ぬなり、このことを「虞吉、有他不燕」といふ。

象傳曰。初九虞吉。志未變也。

初九が永久の事を計畫して吉を得るは、其の志何處までも正應すべきものに應じ、未だ他に變動せぬからであることなり。

【占斷大要】凡そ各自の職業を守り、其の自信すべき所を變せず、一意に勉勵して他に心を移すべからず、苟も人言に惑ひ思慮を變更せば、却りて凶害を招くべし。◎又上位の人に頼らむと豫て期待せしむ、其の公私用多忙の爲に我身に情を寄するに暇あらず其の時に當り我れ暫く忍んで獨立の計畫を立て、以て時機の來るを待つべきの時とす。

九二、鳴鶴在陰。其子和之。我有好爵。吾與爾靡之。

「鳴鶴在陰」とは、鶴が見えぬ幽陰の處で鳴くこと、「其子和之」とは、其の鶴の子が親鶴の聲に和することなり、さてこれは至誠感應することはいひしものにて、今親鶴は見えぬ處の幽陰の場所に鳴き居ることなれば聲をも聞えぬ處なり、然るに子鶴は其の聲に和するといへば、全く相互の孚信の感する所なり、此の二句は至誠を込むるときは、縦令見えぬ所聞えぬ處にても亨通するものとの意をいひしものなり、そこで九二は陽剛中實にして孚誠を以て九五に應ずるもの、九五は剛健中正を得、亦九二の賢者を用ゐて天下を平治せんとする志あり、二五の志固より至誠より互に相應せむとす、是に於て九五は人君なれば好爵を與奪するの權あるを以て

九二を呼かけて我に好爵を所有せり、今吾れは汝にこの好爵を與へて、汝と共にこの爵位を繋ぎ保ちて、永く相共に慶福を享けむと待ち居れりとなり。

又一説には、この四句は主として九二にのみ係る辭なり、鶴は即ち九二自稱するなり、其の子は初九のことなり、我に好爵ありは、剛健にして中を得たることをいふ、即ち好地位を得たるを好爵ありといひしものなり、地位のよきは誰しも希望する所、汝初九も必ず望むるべければ、我は汝と共に此の好地位に居らんと意なり、是れ九二は初九に比して共に心を協せ、以て九五の君に奉せむとするものなりとの意なりとあり。

象傳曰。其子和之。中心願也。

親鶴の鳴聲に子鶴が和するは表面應答にあらず、心中孚誠より願ふ所なり、故に其の形其の聲は見聞せずとも、よく感應するなり。

【占斷大要】 才學德行めりて未だ世に顯はれず、然れども所謂桃李不言下自成蹊といふ如く、自然一般の人に知られて盛運に向ふの時なり。人に倚りて事を爲さず、吾必ず自ら任すれば成功すべし。○身を立て道を行ひ、名を後世に揚ぐるも此の時より始まるべし。

六三、得敵。或鼓或罷。或泣或歌。

六三は陰柔にして陽位に居り不中正なり、全卦は孚誠の象なれども、此の爻は陰柔不中正なれば私心ありて物に動かされ易し、又本卦の各爻正應なく、何れも獨立自信の強き象なれども、

本爻と上九とは相應せり、自信に乏しくして上九に動かされ易し、故に「得敵」といふ、敵は相手の意なり、今六三は上九といふ相手を得たるなり、この相手の爲に志定まらず、或るときは鼓舞して喜ぶこともあり、或るときは業を途中で休むこともあり、或は悲觀して泣くときもあり、或は楽しんで歌ふときもあり、時に思惟變化して確定せず、是れ自ら信すること篤からず、薄志弱行人に倚りて喜憂をなすものなり。

象傳曰。或鼓或罷。位不當也。

或は鼓舞して喜び、或は休業することのあるは、畢竟陰柔にして陽位に居り位に當らず、心に主とする所なく、人に據りて事を爲す、故に斯くの如く迷ふなり、心中主とする所なきもの概ね斯の如し、注意すべきことなり。

【占斷大要】 己れ定見なく人によりて所爲を左右する者とす、到底成功の目的立づべきの理なし、速に心を改め自ら爲さんとを心とし、妄りに人に倚るべからず。○己れ倚らむとする人、乃ち我の爲に力とならざるの象なり、本爻を得たるものは、何事を爲すにも迷ひ易く誘惑せられ易きものとす、宜しく獨立の定見を立つることに務むべきなり。

六四、月幾望。馬匹亡。无咎。

「月幾望」とは、月が満月に近き程圓くなるこの意なり、「馬匹亡」とは、古昔は馬車に用ひし馬は四匹なり、之を服駢といふ、この四馬を一色の毛のものを用ひるは難きこと故に、二頭揃へ

ば先づ可なりとす、今それを失ふて宜しとすとの意なり、匹は對の意なり、兩馬毛色大小同一なれば宜しけれども、是れ亦不揃なりとのことなり、抑も六四は陰柔陰位に居り正位を得、九五の君に比して其の輔弼の大臣となり、威權殆ど九五の君に幾し、盛なるものなり、恰も月の満月に近きときの如し、これ「月幾望」といふ所以なり、若し月望すとなれば人臣にして人君と同權になりて二君の如し、甚だ宜しからず、權勢君に及ばざること一等といふ處に居れば、先づ心得方によりて咎なきを得べし、又六四は初九と正應なれば、四と初は相對し相與みすべしと雖も、四既に九五に比從して居れば、この上初九に與みせば二心となりて宜しからず、六四今は専ら九五に従ふべき時なり、縦令同類を失ふも可なり、一臺の馬車を引くべき馬の仲間にして、大小毛色俱に揃ひたる中間をも外づして己れは九五に隨身すれば咎なしとなり、これを「馬匹亡无咎」といふ、此の六四に二心を抱きて初九に應じ、而して九五への忠勤を怠らば凶禍あるべし、蓋し世間には親密なる朋友等の爲に義理を竭して、肝愼の公務を缺くもの往々これあり、朋友に義理を竭すは嘉すべきことなれども、公務を缺くは宜しからず、人の世に處する第一に公私の分別を明にすべきことなり。

象傳曰。馬匹亡。絶類上也。

馬の匹を亡ぶるとあるは、同類を外にして上に在す九五の君に従ふとの意なり、本文にある通

り四の同類は初九なり、即ち馬匹なり、これと絶ちて九五に従ふは私情を棄て、公に奉ずる故に咎なし、蓋し當然のことなれば單に咎なしといひしのみ。

【占斷大要】 上の信任を受けて得意のときなり、時として大義の爲に親を滅する主義を取り、公私の別を分明にするの象なり
 ◎君の信任を受け、其の恩に感じ、黨類を離れて一意國家に盡すのときなり◎又婦人流産の象といふ。

九五有孚攣如无咎。

攣如とはヒキツナグといふこと、拘牽攣繫の意なり、九五は剛健中正の君位に在り、宜しく誠意を以て天下の人心を攣繋ぐべし、人心を收攬せば天下を治むるに難きことのあるべき筈なし故に人君は誠意を以て人民に接し、人心の自然己れに歸するやうになせば咎なきを得べしとなり。

象傳曰。有孚攣如。位正當也。

人君が孚誠を以て億兆に對し、億兆其の孚誠に感じて君民の間固結攣繋して離るべからざるに至るは、九五の位剛健中正を得て自然に君徳に當ればなり、君徳盛なれば下民其の身を國家に奉ずるは固より然るべき所なり、君々たれば臣々たるべし、上位に立つもの、心術こゝに專にすべきことなり。

【占斷大要】 人君善政を布き、天下悉く風化するの象なり◎人と共同して事を爲し、運氣漸進するのときとす上位の人の信用

を得て百事委任を受くるときなり。

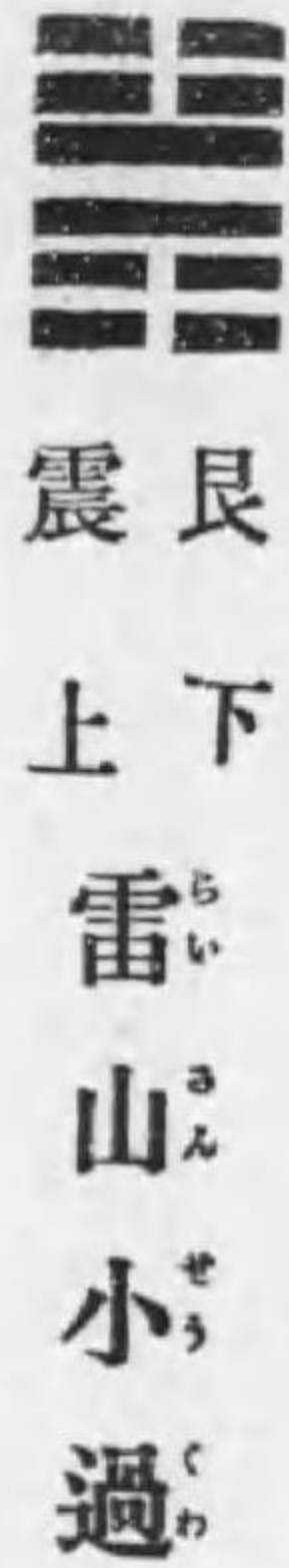
上九、翰音登于天、貞凶。

翰音は雞の羽ばたきの音なり、雞は羽ばたきの音は大なれども飛ぶこと能はず、人も名聲嘖々として實力これに伴はざるは、翰音の天に開ゆる程大なる音を立つるも、其の實は飛ぶこと能はざるが如し、實力なくして虚譽の隆昌なるは凶禍を招くの道なり、速に名實相伴ふやうに改めざるべからず、若し虚聲を張ることを固執して改めざれば凶害必ず至るべしとなり、本爻は中孚の時に當り、最上の地位に處る故に上に進むに専心にして己れを省みるを知らず、才徳なくして上位を希ふものなれば、終に凶禍を招くは當然なり。

象傳曰。翰音登于天。何可長也。

翰音が天に登り聞ゆるは一時の名聲なり、何ぞ長久に其の名聲を維持するを得んやとなり、凡そ信用を長久に維持せんと欲せば、實力を養はざるべからず、實力なくして得たる信用は、忽ち失うて原來の地位に返るべし、自ら戒むべきことなり。

【占斷大要】 才學徳行なく僥倖にして富貴を得、一時赫々の名聲を博するといへども、固より虚譽の上なれば長く有つべからず、本爻に當るもの動もすれば信すべからざるを信して徒勞に歸するのときなり、速に智者に就きて其の意見を參照し、己れが力を省みて後計をなすべきなり。



艮 下 震 上 雷 山 小 過

序卦に中孚は信の卦なり、凡そ人信する事は實行す、實行を重ねれば過ぐることになる、故に中孚に次ぐに小過を以てすどあり、本卦は山の上に雷鳴ありて其の聲通常よりも少しく過ぐる象なり、故に小過といふ、又卦象を見るに二陽四陰なり、陽は大、陰は小なり、二陽四陰は小なるものが、大なるものに過ぎたる故に小過ともいふ。

小過亨。利貞。可小事。不可大事。飛鳥遺之音。不宜上。宜下。大吉。

外卦は雷なり、雷は震動する性なり、人事に取りていへば活潑に進むものなり、内卦は山なり山は止まりて動かす、人事を以ていへば、靜肅實着にして、苟も躁進の事をなさず、總じて大事を取るものなり、要するに外卦は動に過ぎ、内卦は止まるに過ぎ、共に中庸を得ざれども時に取りて二者協同を計るときは萬事に處して亨通すべし、益し其の過ぎたるを損し及ばざるを益すは、真正にして時と事の宜しきに適ふときは利しとなり、これを「小過亨利貞」といふ是れまでを一節とす、さて又小過の時は規矩に適ひたることを爲すは宜し、即ち小事を爲すは差支なれども、非常なる大事を爲すことは宜しからず、要するに卦の二と五とは共に陰柔に

して卓拔の働きなし、單に規定の事に従ふべし、又三と四とは陽剛なれども中正ならず、故に何れも大事に可ならざるものと知るべし、是れを「可小事、不可大事」といふ、是迄を二節とす、又全卦より見れば中央の二陽は鳥の身にして、上下の四陰は翼に象るなり、即ち飛鳥の象なり、さて事は小しく過すは宜しきことあり、例へば人の德行にていへば、丁寧に過ぎ、喪に哀を過ごし、義理深きに過ごす、此等皆少し過ごす分は差支なし、今飛鳥の空中を過ぎつゝ、鳴くとき、其の身は既に過ぎ去るも、聲は後に残りて聞ゆるなり、鳥の身と其の聲と少しく離るゝなり、是れ「飛鳥遺之音」といふ、鳥は迅速に飛行し、聲は後に残るといへども、其の距離甚だ遠からず、大に過ぐるにあらず、凡そ事物の中を過ぐるも、飛鳥の音を殘して飛行する如くなれば宜し、又過ごすも上に過ぐるは宜からず、下に過ごすべし、上に過ぐることは、例へば傲慢に過ぎ、矯奢に過ぎ、喪に臨みて平氣に過ぎ、義理を缺くに過ぐる等は、少しにても宜しからず、下に過ぐることは、我身を下すに過ぐるることなり、恭儉に過ぎ、謙遜に過ぎ、懇篤に過ぎ、仁愛に過ぎ、其他喪に哀を過ごし、義理深きに過ぐる如きは、皆己れを卑うして他を尊ぶの方法なれば、少しく過ぐるは宜しきなり、これを「不宜上宜下」といふ、若し此の如く下に過ぐるときは大いに吉なりとなり。

彖傳曰。小過小者過而亨也。過以利貞與時行也。柔得中。是以小事吉也。剛失

位而不中。是以不可大事也。有飛鳥之象焉。飛鳥遺之音。不宜上宜下。大吉。上逆而下順也。

「小過小者過而亨也」とは、本卦は二陽四陰にて陽を大とし、陰を小とす、即ち陰小なるものが陽大なるものに過ぎて居るなり、例へば剛健實直なるもの寡くして、浮躁射利的人物が勢力あるときとす、併し六二は中正の位を得て柔順を以て六五を戴き、六五陰柔にして中正を得ざれども君位に居り、何事も穩に計ひ、妄舉なきものなり、故に萬事亨通すととなり、斯く陰が陽に過ぎ、小が大に過ぎ、小人が君子より勢力あるも、右の如く二五共に柔中の徳ありて真正の道を執るが利なるを知る、是を以て時の宜しきを酌みて實行するととなり、これを「過以利貞、與時行也」といふ、六二六五ともに陰柔にして内外卦の中を得たり、柔順一偏のことなれば大事業を爲すこと能はざれども、小事に着手するは吉なり、又九三九四の兩爻は剛健なる君子なれども、地位を失ひて中を得ず、是亦事を爲して成功の見込なし、是を以て大事業を企つべからず、大事に可ならずとあれば、是れ亦小事には宜しきものと知るべし、これを「剛失位而不中是以不可大事也」といふ、蓋し又中央の二陽と上下二陰と、並ぶは飛鳥の象あり、即ち中央が鳥の身、上下の四陰は翼なり、飛鳥は己れの身は上に飛行するも、聲は下に殘留す、是れ鳥は空中を飛翔すると雖も、棲息する處は下界なり、故に空中高く飛上るは一時のことに

て永久安心の行爲にあらず、下界は安息の處にて身を安んずる所なり、是れ上るは逆にして下るは順なればなり、故に上るべからずして、下るに方針を定むるときは大吉なり、凡そ才徳を顧みずして妄進するは一時のことにて、永久の計にあらず、要するに位と其の器と相應せざれば永久位地を保つこと能はざるべし、之を「有飛鳥之象焉飛鳥遺之音不_レ宜_レ上宜_レ下大吉上逆而下順也」といふ。

大象曰。山上有_レ雷小過。君子以行過_ニ乎恭。喪過_ニ乎哀。用過_ニ乎儉。

山の上の雷は平地の雷より其の聲少しく過大なり、故に震上艮下の卦を小過と名づく、君子は小過の象を觀て、少しく過ごして可なるものは之を過ごして行ふ、例へば容體の恭敬に過ぎ、喪に臨みて哀に過ぎ、日用身を奉ずる品物等は、節儉に過ぐる如きは善きことなり、然るに此等といへども大に過ぐるは宜しからず、恭も足恭となり、哀も身を害ふに至り、儉も吝となるは、大過にしし宜しからず、小過は過ごすべきことを過ごすの謂なり、過ごすべきを過ごすは正なり。

【占斷大要】 凡そ物事控目になせば利しきときなり、他人より依頼せらるることあるも、全然責任を負ふべからず、總じて動止反對に出づるときなり、和親せざる象なり、故に媾和の如き結婚の如き、妥協の成らざるるときなり、又大事は企つべからず小事は可なり、真正にして進まざるを利しとす、夫妻の間反目することあり、家政上の改革も少しは宜けれども、大改革はなすときにあらず、物價の如き下落より騰貴に至らんとするときなり、併し大に買込むは利からず。

初六、飛鳥以凶。

初六は陰柔にして陽位に居り、小人にして陽剛の舉動をなす、動もすれば躁進に過ぐ、其の過ぐるごとく空中を飛行する鳥の如し、迅速に過ぎて必ず翼を折るの凶あり、本爻は九四に應ず、九四は君位に近づき、權力あるものなれば、初六は己れの力をも量らず、飛鳥の上に翔るが如くこれに應せんとす、固より應交なれば應ずるはよけれども、己れを顧みずして妄應せんとするは甚だ凶害の本なり、要するに初六の飛鳥は私利を計る心より進むものなれば凶なる所以なり。

象傳曰。飛鳥以凶。不可如何也。

飛鳥の如く翱翔して止まるを知らず、爲に凶を招きし上は、これを救ふに由なく、如何ともする能はざるなり、昔時後漢の蘇章といふもの、冀州の刺史たりしとき、其の友人某を部下の郡守に用ゐたり、某收賄の私ありしを免かれんとして、蘇章に詔ひ酒肴を饗せり、章亦快く飲む、某喜んで人皆一天を戴くのみなれども、我は二天を戴くといひ居りしに、蘇章人に謂て曰、今日我れ故人と飲むは私恩なり、明日冀州の刺史の資格を以て彼を處するは公法なりと、遂に某の罪を正せりといふことあり、是れ某氏は本爻の立場、蘇氏は九四の權官なり、初六が之に應ずるに真正の道を以てすれば善かりしも、平生の懇切に馴致して己れのみは特別と心得、飛鳥

の如く翔り回はたる故に凶を招きしなり、某氏の凶は當然なれども、己れに犯罪等のこと毫もなくとも、徳を料らす力を量らず、妄進して凶害を招くは、往々見るごととなり、自省することよけれ。

【占斷大要】 實力なくして僥倖を是れ求め、爲に殃咎を招くの象なり、宜く分に安んじ、苟も力に餘る望を起すべからず。本爻を得るもの、往々實着の職務を厭ひて、一攫千金を望むもの多し、而して十中の八九は失敗に了るなり、又富を挟み貴を挟み、親戚知己の勢力あるを挟みて過分の望を起すの象なり、要するに己れを知りて分限を踏えざれば咎なし。

六二、過其祖、遇其妣、不及其君、遇其臣、无咎。

六二の父と稱するは九三なり、祖と稱するは九四なり、蓋し陽爻が上に在るときは父の象なり、又其の上の陽爻は祖父なり、そも六二は六五と相應すべきの地位に居る、故に三の父は勿論、四の祖父をも過ぎ越して、其の祖父の母に當る即ち曾祖母に遇ふとなり、其の遇ふ所の曾祖母は六二と同じく陰柔にして剛健の君にあらず、剛健の君に遇はざる以上は、斯く進むことをなさずに、退いて己れに備はりたる臣分の位に當り居れば咎なしとの意なり、之を「過其祖」遇其妣「不及其君」遇其臣「无咎」といふ、遇其臣の遇の字は、當の字に見るべし、凡そ小過の時に當りては萬事過ぎ踰えたることは不可なり、父を踰え祖を踰ゆる如き大過のことは最も不可なり、縦ひ父祖を踰え得るも、同性の妣に遇ふのみなれば、寧ろ始めより君位の近きに進ま

ずして、己れに備はる臣下たる本分を守るに如かずとの意なり、世人が何を以てか進み出でんとして却りて蚊蜂とらずに了るものを戒めたるものなり。

象傳曰。不及其君。臣不可過也。

六二が進んで六五の君に近づき、權力を振ふことを控ゆるは、何處までも臣分を全うし、己れ

の分限を過ごすべからざるを心得しものなり、故に其の身に咎なしとなり。

【占斷大要】 柔順正當の道を履みて上位の人に接するときは、漸く信用を得て開運するの時なり。我目的高きに過ぎて紹介者も之を推薦する能はざる象なり、此の際自ら抑損すれば乃ち可なり。老婦人の援助により、身を立つるの象なり。

九三、弗過防之。從或戕之。凶。

小過の卦は陰過ぎて陽の衰ふる時、即ち小人の道長するごきなり、此の時に當り君子は動もすれば小人の爲に害せられんとす、九三は本卦に於て獨り剛健正位を得たる君子なり、故に充分に小人の逼迫を豫防せざるべからず、若し之が防禦を怠らば從つて或は小人の爲に戕害せられん、斯く彼に先たるゝ時は凶禍を受くること必せり、小人の害を豫防するは己れを正うするのみ、苟も心志を鞏固に持たざれば誘惑せられて窮地に陥り、如何ともなす能はざるに至るべし、或は嗜欲を以てし、或は姦詐を以てし、或は諂諛を以てし、或は便佞を以てし、或は脅迫を以てす、是れ皆小人が君子を誘惑するの手段なり、君子は常に身を正うして此等誘惑に乗らず、

豫め防ぐときは免るべし。

象傳曰。從或戕之凶。如何也。

九三の身に少しにても油斷あるときは、其の間隙に從うて或は戕害せらるゝことあるべし、苟も斯の如くなれば、其の凶既に如何ともなす能はざるに至るべきなり。

【占斷大要】 才學秀づと雖も位地其の當を得ず、上下より妨害せられ、充分に事を爲す能はざるときなり、宜しく改めて位地を更へ、身を慎みて時を待つべし。○抑壓を受けて才能を伸ふる能はず、宜しく忍んで時運を待つべし。

九四、无咎。弗過遇之。往厲。必戒。勿用。永貞。

九四は剛健にして陰位に居る、故に剛に過ぎず、是を以て咎なし、既に剛に過ぎずとあれば、過不及なき點に遇ふことなり、之を「无咎弗過遇之」といふ、小過の時何事も過ぐるを以て不可となす「往厲」とは、九四の位地即ち陰柔の位地を去りて、固有の陽剛を以て進み往けば危険なりとの意なり、斯く危険のことは必ず戒めて時の宜きに隨ひ、順理を守り臨機の處置を取るべし、永久に一を守り、貞固に持する主義を用ひることなかれど、之を「必戒勿用永貞」といふ、蓋し君子位を失ふ場合には時に隨つて身を處し、宜きに適ふやうにすべし、固く主義を守り、一を執りて曲げざるは、大凶を招くの基なり。

象傳曰。弗過遇之。位不當也。往厲必戒。終不可長也。

九四は小過の時に當り剛に過ぎずして、柔位に居るを以て時の宜しきに遇へり、是れ畢竟位地が相當せぬが反りて自ら保つを得るなり、若し柔順の徳を忘れ、剛強に進み往けば危きことあり、故に必ず自ら戒めて剛に過ぐる勿れ、剛を以て進むときは、到底長くは續くものにあらずとなり。

【占斷大要】 本爻に當るものは宜しく上進を控え、下りて本分を守るべし、他より推舉せられ、之に乗じて不慮の災に遇ふことあるべし、要するに慎重にして現位地を守り居るべきのとすとす。

六五、密雲不雨。自我西郊。公弋取彼在穴。

「密雲不雨云々」は、小畜の象辭を参照すべし、雲は密集すれども雨にならず、蓋し西方の郊野より起りし雲なればなり、東方より起りたる雲は陽にて雨あれども、西は陰にて生氣なし、是を以て雨露の生育なし、我西郊の我の字は、文王の故郷の岐周は西方に當るを以て爾かいふ尙小畜の卦を見るべし、六五は陰柔にして君位に居り、才智不足、大いに過ぎたる事業は成す能はざるなり、猶密雲起れども雨を降らしむること能はざるが如し、是れ其の密雲は我西郊より起りしものにて、到底雨となりて萬物を蘇生するの成功なし、又「公弋取彼在穴」とは、弋は糸を矢に結付けて射て鳥を捕るをいふ、弋矢を以て彼の穴に居るものを取るの意なり、是れは六二を指したる辭なり、六二と六五とは位地は應爻なれども、相互陰柔なれば、縦合骨を

折りて穴に隠れ居る六二を招きたりとも、互に陰爻のことなれば、到底大事業を成すこと能はざるは彼の密雲の雨とならざるが如くなるべしとなり。

象傳曰。密雲不雨已上也。

密雲雨降らざるは、雲尙高くして陰陽の氣和合せざればなり、「已上也」とは、雲重疊すと雖も甚だ上にありて、膏澤下に降らざるをいふ、陽降り陰升り、適合して相和すれば雨となるべし六五は陰にして君位に居る、小過の時之が輔佐たるべき六二も陰なり、則ち陰に過ぎて大事を成す能はず、山上の雷雲餘り高きに過ぎて陰陽和合せず、故に雲密なれども雨を送り來らざるが如し、蓋し仁心仁聞ありて民其の澤を被らざるは、其の働き鈍ければなり。

【占斷大要】 己れを輔佐する人に乏しき時なり、又後悔することあり、何事も大成しかたし、其の分に過ぎたることは爲すべからず、而して志想長き部下の輔佐を得るの象あり。

上六、弗遇過之飛鳥離之。凶。是謂災眚。

本爻は重陰不中にして小過の極に居り、陰に過ぐるの甚しきものなり、是れ道に遇はずして益々過ぐるものなり、是を「弗遇過之」といふ、之は道を指したる代名詞なり、小人の自ら本分に安んぜずして妄に進み、遂に災に罹りて身を滅すに至ること、恰も飛鳥が勢に乗じて大空を翔り、遂に羅網に罹りて身を失ふに至るが如し、實に凶なること知るべし、是を「飛鳥離之凶」

といふ是のことを災眚といふ災は天災眚は人災なり、天人ともに惡みて殃咎を下すとあり、凡そ人自ら省みることをせず、進みく飽くことなく、天理に悖り人心を喪ひ、遂に身を容るゝに所なきに至るもの、古今其の例少からず、皆是れ弗遇過之の災害にして、畢竟自ら之を求むるものなり。

象傳曰。弗遇過之。己亢也。

「弗遇過之」は、陰に過ぎ甚だ亢傲に過ぐることをいふなり、此の爻變すれば火山旅となる、旅の上九の辭に「鳥焚其巢、旅人先笑後號咷。喪牛于易、凶。」とあり、餘り亢傲に過ぐる故に終に安所を失ふる至るものなり、尙旅卦の上九を参照すべし。

【占斷大要】 分限を忘れて上進し、自ら困難を招くときなり、須く戒慎を要す、又人の煽動に乗じ煽動して奇禍を招く象なり、出奔の象あり、公衆に嫌はるゝ象あり。

離 下 坎 上
水 火 既 濟

序卦に物は過るとあれば必ず濟ふことあり、故に小過に次ぐに既濟を以てすとあり、離火坎水の下にあり、火は炎上の性、水は潤下の性なり、水下り火上りて用を相濟す、凡そ天地間に

水火の用より大切なるはなし、水火の上下交換によりて萬物を成育するなり、易は乾坤に始まりて既濟未濟に終る所以のものは、天地陰陽の分別あるもの、水火の交易によりて陰陽相交り、萬物發育の基をなすことを説示したるものなり、而して既濟は造化の功用既に濟り、陰陽各其の所に安んずる時なり、故に六爻皆陰陽の定位を得て安んじ居るなり、六十四卦中本卦のみ陰陽配合の正きを得たり、所謂各爻位に當り居るなり。

既濟亨小 利貞 初吉 終亂。

既濟の卦は事の既に成功し了りたるものなれば、此の上大事を計畫するも好結果なし、例へば官省など大改革をなし、冗員の淘汰、經費の節約、局課の廢合等、それ／＼充分の改良を施し既に其の事の濟みたる以上は、暫時其の方針を實行して變更せざるを宜しとす、若し既濟の上に變更すれば反りて弊害を來たすべし、但し小事は手落の箇所もあるべければ、後より損益するは害なし、之を「既濟亨小」といふ、凡そ何事に限らず、一たび改めしことは餘りいぢらぬがよろし、但し小破修繕はなさざるを得ざるべし、既濟の時に當り、之に處するには真正に其の既に濟したる事を守るを利とす、兎角に改革の事其の他事の成り初は、人心緊張して居る故に萬事整ひて盛なれども終は既濟に馴れ、即ち濟ること極まれば復亂るといふことありて、泰平無事に安んじ過ぎて弊害の生じ易きもの、よく注意すべきことにこそ。

象傳曰。既濟亨小者亨也。利貞剛柔正而位當也。初吉柔得中也。終止則亂。其道窮也。

既濟の時は大事は既に成り、此の上手の着けやうなき時なり、若し此の上大いに改めんとすれば、反りて失敗すべし、故に亨小とあるは、大事は亨らざれども小事は亨るといふことなり、凡そ大事業を成したる後に、又大事業を企つること能はざれども、小事業は補闕拾遺となりて既成の大業を助くるものなり、故に「既濟亨小者亨也」といふ、利貞とは既濟の上は真正に其の既成の事を守るが利とすることなり、故に各爻陰陽剛柔の位置正しく、即ち天一地二天三地四天五地六の正位に當り居る、是れ真正の道を得たるなり、凡そ君臣父子夫婦等、各其の位地に在るもの其の名に負かざる責位を全うする上は、天下復何事もなく隆治を極むべし、本卦各爻の位地は之に當れり、之を變更せずして貞固に守るが利しとすることを「利貞剛柔正而位當也」といふ、「初吉柔得中也」とは、六二の爻に就いて言ひしものなり、象辭に初吉とあるは、抑も六二は内卦の中に居て正位を得、既濟中の既濟なり、柔順中正の道を守り既濟の時を保つものなり是れ既濟の初に當りて吉なる所以なり、而して外卦は既濟より未濟の時に傾かんとするの時なり、凡そ物事既に成り、何れも完全に至るときは、人心安堵して進止の氣象弛み勝ちに至るは世間の常情なり、九五固より剛健中正の徳あれども、治安の極に至りし時に臨みては、亦幾何

か心に弛怠ちたいの起らざるを得ず、故に終に進まずして止まり、萬事改良進歩の道の塞がるに至る左すれば漸く亂る、是れ其の既済の道窮して未済に至らんとす、之を「終止則亂其道窮也」といふ、一治一亂盛衰興亡の常に循環して已むなきは之が爲なり。

大象曰、水在火上、既濟。君子以思患而豫防之。

水が火の上にあるは、水は下る性あり、火は上る性あり、下にある火は上り、上にある水は下る、水火交易して用を相濟す、之を既済と名づく、既済といへば事の既に成功したることなり、既に完成せし事は復患害の生じ易きものなれば、君子は既済の時に當り、後患あるを思ひて、之を豫防すとなり。

【占斷大要】 運勢初めは盛にして後衰ふ、即ち始ありて終なきの象なり、本卦に當るもの、其の成功の初に諸般の豫備を嚴密になして後計をなすべきなり、又男女結婚當時は和合する如くなれども、終に離別するの象あり、故に始を慎みて終を計るべし事成りて患生じ、志願達して後患來る、萬事大業を企圖せずして徐に後圖をなすべきのときとす、物價騰貴して復下落すべし、寶賈盛なりといへども利益薄し。

初九、曳其輪、濡其尾、无咎。

「曳其輪」とは、其の乗る所の車輪を運轉せずして後へ引戻すことなり、「濡其尾」とは、獸類が水を涉るときは必ず尾を掲げて泳ぐなり、若し尾を垂れて水に浸すときは、身體重くなりて溺るゝものなり、輪を曳くも尾を濡すも共に進行を止むべしとの意なり、蓋し初九は内卦火

體の初に居り、陽剛にして進取の志鋭し、而して今の時は既済にて事の既に完成したる時なれば、此の上進んで手を着くるは利しからず、若し進み動くときは、外卦の坎險に陥ありて凶となるべし、故に車輪を進めずして曳き戻すが如く、獸が水を涉るに、尾を掲げずに垂れて水に浸し泳ぐこと能はざるが如く進行を禁止し居れば、何事もなく咎なきを得ることなり。

象傳曰、曳其輪、義无咎也。

其の車の輪を曳きて進行を止むるは道理として咎なしとなり、抑も車輪の用は廻轉進行にあり獸の涉水尾を掲ぐるは固より當然のことにて、毫も差支なき咎なれども、今進行すべき時にあらず、又涉水すべき時にあらず、故に車輪の用掲尾の理は差措き、時にとりて進まざるべきは道理上咎なしとの意なり。

【占斷大要】 人の急難を救ふの誠意ありといへども、我力不足にして半途空しく止むの象なり○始めて官途に就き、若しくは僥倖にして商工の業務に便宜を得て、順境の地位に進み、聊か自負心を生じ、自動車等の乗物を希望する時なり、此の時に當り務めて徒歩すべし、苟も希望を果さんとすれば凶害を招くべし何事も勢に乗じて進むときは災害あり、恭儉にして控目にすべし。

六一、婦喪其茀、勿逐、七日得。

茀は金玉にて飾りたる婦人の首飾なり、或説には車の蔽なりともあり、何れにしても婦人の身にとどりて貴重品なり「婦逐其茀」とは、婦人が其の貴重品を失ひたりとの意なり、「勿逐」とは

追及すべからずとの意なり、「七日得」は、六爻一巡して更に改まりたる数は七なり、故に時移り勢一變するときは、先きに失ひしものも復手に入るとの意なり、蓋し六二柔順中正を得、上九五の陽剛中正の君と正應するを以て、進んで九五の輔佐たむことを希望す、然るに今既済の時天下何事も計畫すべきことなし、故に九五の君も六二を急用すべき必要なければ、之を聘するまでに至らず、二は是に於て經國濟世の才を振ふに由なく、恰も婦人が其の非を失ひし如く慚然たり、然れども六二は賢明にして中正の位を有ち、何日か大に爲すあるの人物なれば、今九五より聘用せられずとも、自ら進んで求めるに及ばず、遠からずして失ひしもの、手に入る如く大いに用ひらるゝに至るべしとなり。

象傳曰。七日得。以中道也。

六爻一巡して既済を経過し、時更まれば相會するを得るは固より中正の道を得たるを以てなり
 【占斷大要】 貴重品を紛失することあり、然れども日を経て出つべし、急にすれば出てざるのみならず、凶害あるべし◎曾て期待せしことの外れて失望することあれども、遠からずして望を達すべし◎動位動章の如きものを得るの象あり。

九三、高宗伐鬼方。三年克之。小人勿用。

高宗は殷二十世の君武丁のことなり、武丁は賢君にして廟號を高宗といふ、當時有名なる賢相傳説といふ者あり、高宗を輔けて中興の成績を挙げたり、鬼方は夷狄の名なり、三年とは多年

といふ意なり、高宗は剛健徳望ありし君にて、加ふるに賢相傳説の良弼あり、然れども鬼方を征するに多年を費して漸く之に克つを得たり、實に事を興すは至難のことなり、本爻は陽剛にして陽位に居る、故に剛強の活動を用ひて可なる様なれども、今既済の時なれば、濫に事を起すべからず、況して野心を挟み欲を遂げむとして起す事は到底成功すべき理由なし、高宗の徳あり心ありても、大事を動かすは容易ならず、到底小人を用ひて事の成るべきものにあらず、大人君子にして其の地位あるものにて、既済の時は大事を企つべからざるをいひしものなり之を「小人勿用」といふ。

象傳曰。三年克之。億也。

三年にして辛うじて之に克つとあるは、力を勞し財を費し、大いに國力を困めたることをいふ事を起すは容易の業にあらず、高宗の賢明にして尙且然り、私欲よりなすときは天下の弊を遺し民に殃す、慎まざるべけんや

【占斷大要】 天然の道に由りて事を爲せば成し遂ぐるを得べし、而して利する所あるべからず、又利せんと思ふべからず、事を創めて心身を苦め、既済の功を成し、而して子弟安逸に馴れ、遂に父兄の勞を空うする事あり、思はざるべけんや◎本爻を得たるもの、既済の時より未済の時に移らんとする際なるを以て、何事を爲すにも注意して天理に違はざらむ事を期すべきなり。

六四、繻有衣袽。終日戒。

六四は外卦坎水の初めに於て、既済中の未済に移るところなり、治の内に亂兆ある時を迎へんとす、恰も船底に穴が明いて水が浸入する如く、豐隙の生せんとする兆候あり、縑の字は濡の字と同義にて、船中濡漏の箇所あるをいふ、斯かる舟は一見堅牢の如きも實に危険なり、故に楨膚を用意してかゝらなければならぬ、衣櫛とは楹樓の意にて、古は楨膚の代りに楹樓を用ひしものなりといふ、船底の穴の明いたる處へぼろを詰めて、水の浸入を豫防するなり、未だ沈没の危急に瀕せずといへども、缺漏ある敵舟にて海洋を渡ること故に、終日油斷なく注意して水の浸入を防ぐとなり、之を「縑有衣櫛終日戒」といふ、外卦は坎水なれば船舶のことに比していひしものなり、難の生ぜざる前に豫防すれば無事に済むべし、國家を治むる心術斯くあるべきことなり。

象傳曰。終日戒有所疑也

終日戒とあるは、危難の將に至らむとすを氣遣ひて安心せざるをいふ。

【占斷大要】 常に注意深く盡すべきを盡すを以て、非常の時に際しても難を免かるべし、缺點の處より不慮の災難の起るの象なり、戒めて豫防するときは免かるべし。

九五、東隣殺牛、不如西隣之禴祭實受其福。

東鄰とは九五陽剛を指し、西鄰とは六二陰柔を指していふ、九五は二陰の中に居り、中實即ち

孚なり、六二は二陽の中に居り、虛中即ち誠なり、孚と誠と皆一點の私なく、純一の心なれば皆祭祀の意を假りていふ、「殺牛」は特に牛を屠殺して牲となし盛祭を行ふことなり、禴祭の禴は約と同意にて、儉約質素の意なり、禴祭は儉約質素の祭をいふ、蓋二五共に中正を得、而して九五は人君の位に居り、既済の極度に達し、復進むべき所なし、唯盛なる祭祀をなして孚心を以て地位を守るのみ、六二は下に居て既済の中心を得、九五の如く牛を殺して盛祭をなすことをせず、至つて質素の祭祀を行ふといへども、下に居て時を得たることは九五に勝れり、即ち質素なれども實際幸福を受くることは五より大なり、要するに九五は至治隆盛の時に居て今より隆なるに由なく、衰兆内伏する場合なり、六二は下に居り、今は祭祀の禮物等を供ふるを得ずといへども、誠敬の心盛にして、反りて九五より神明の加護を受くること多しとの意なり。

象傳曰。東隣殺牛不如西隣之時也。實受其福。吉大來也。

東鄰にて牛を殺し盛祭を施行するよりも、西鄰の時を得て漸く進むに如かず、九五の徳決して善ならざるにあらずといへども、六二の下に居て孚誠を以て既済の時に處するの勝れるに及かず、實に其の福を受くることあるは吉事大いに來るをいふなり。

【占斷大要】 今は盛なりといへども衰運に向はんとす、宜しく今の時に當りて賢者と謀り、其の意見を聴くべし、苟も時の順

境に乗じて放縱の舉動あるべからず。

上六、濡其首厲。

本爻既済の終に居り、將に未済に移らんとする時にて、坎險の極に處す、即ち其の坎水を濟らんと欲し、過ちて險水に陥り、生命を失ふには至らざるも、首まで没し、殆んど危殆に瀕せり甚だ危きことなり、畢竟治に居て亂を忘れ、安樂に居て艱難の時を慮らず、全く常に油斷するより此の危厲を招くなり、慎まざるべけむや。

象傳曰。濡其首厲何可久也。

其の首をも水に没するに至るは甚だ危きことなり、此の如き危地に臨みては、必ず近き中に災害を蒙るべし、何ぞ長く安んずるを得べけむやとの意なり、陰柔不中正にして坎險の極に居るものは、常に能く患難を豫防すべきことなり。

【占斷大要】 今までは親族は勿論、朋友知己の人と互に補助し居りしも、時勢の變遷種々の事情より、今は離散して頼るべきものを失ひたるなり、依て本爻に當るものは、自ら我身を處し他人を恃むべからざる時なり、然れども輕舉して事を誤るも此の時なり宜しく先輩に聽くを要す。



坎 下 火 水 未 濟
離 上

未済とは未だ成らずとて、事の未だ成らざるをいふ、併し早晚必成のときあるべし、前卦の既済は既に成功してそれ／＼用を了りしことなれども、本卦は未だ用を成さぬことなり、一寸考ふるに本卦は六十四卦の終なれば、既済にて終を結びさうの事なれども、易理は變易して窮まらざるものなれば、治亂盛衰循環窮まりなく、終りて復始まるものなるを示したり、故に序卦にも「物不可窮也故受之以未済終焉」とあり、既済を以て終とすれば物窮まりて變化せず固定して變せざるの理は天下古今になし、故に未済を以て六十四卦の終となしたる所以なり。本卦は坎下離上、坎は水、離は火なり、火が水の上において炎上し、水は其の下において降下す、水火相交らず、造化の用を成さぬときとす、併し宇宙間の事物交易變易して窮まることなれば、未だ濟らざること必す濟るときあるべし。

未済亨。小狐汔濟濡其尾无攸利。

未済は事の未だ濟らざるときなり、未だ濟らざらざらば早晚濟るの時あるべし、是れ未済は亨る理あり、終に必ず亨通すべし、時未だ至らずして事の成らざる間は、能く之に處する道を慎みて、大成の時の熟するを待つべし、急ぐべからず怠るべからず、若し急に成さむとして未だ時の來らざるに、強いて成し遂げむとするときは、甚だ危険の境遇に陥るべし、恰も未だ水を濟るに熟せざる小狐が、血氣に仕せて大川を濟り行き、殆ど濟り了らんとして精力盡き、尾を

濡して身を溺没するが如く、時の熟せざるをもごかしく思ひて、私意を以て強いて成さんとするは皆小狐の汔濟りて尾を濡すご一般なり、占者苟も是の如くなれば利しき所なしとの意なり。
 象傳曰。未濟亨。柔得中也。小狐汔濟未出中也。濡其尾无攸利不續終也。雖不當位剛柔應也。

卦の才よりいひて亨るといふ理は、六五は陰柔にして中を得、小心謹慎にして前後を顧み、敢へて暴舉せざる故に未濟の事も必ず濟成するなり、之を「未濟亨柔得中也」といふ、然るに小狐が血氣に任せて暴虎馮河し、殆ど濟り了らんとして尾を濡し溺没するは、坎水の中を脱出すること能はざる時なり、「未出中也」とは、このことなり、畢竟尾を濡して不利を見るは、勇氣を鼓舞することの仕舞まで續けることの出来ぬ故なり、抑も既濟の時は六爻皆定位を得、君子位を有し小人野に在り、各其の所に安んずると雖も、本卦は陰陽の定位を得ず、君子韜晦して小人權を專にせんとするの時なり、然れども剛柔各應するを以て、朝事あるに當りては忽ち團結して相助け、以て功を成すべきの卦なり、之を「雖不當位剛柔應也」といふ、剛柔の應するは初六は九四に、九二は五に、六三は上九に相應するをいふ。

大象曰。火在水上未濟。君子以慎辨物居方。

水は下に就くもの、火は上に升るものなり、火が水の上にあるときは、火は益々升り水は益々

下りて水火相交らず、因て功用を成す能はず、是れ即ち未濟なり、全體上るべきものは下に居り、下るべきものは上に居てこそ上下の交易ありて功をなすなれ、未濟のときは離火が上にて坎水が下に居る、故に上下の交ぜなし、因て君子は其の象を觀て、人の世に立ち事を處するに當り、宜しく慎みて事物の位置の適處を辨し、各其の方位に止まるやうにするとなり、適才を適處に用ふれば功用舉かれども、無能者を樞要の位地に置き、能者を無用の場所に用ふるときは上下交らず、功績を見ること能はざるは何人も知る所なり、凡そ盛衰興亡の分岐點ともいふべきは、人々各自得長とする所を發揮するを得ると否とにあるなり、故に國家を治むるものは吏は其の職に適ひ、民は其の業に安んずるやうに辨理するは、最上の要務なり。

【占斷大要】 始めの患難も後に平易となり、前に成り難き事も竟に成るの運勢なり、共に與に謀る所の者、皆能く戦力し終に成功を見るの象なり、而して其の成るは早かるべからず、又幽谷を出て、喬木に遷り、闇黒より光明に向ふのときとす、萬事後日大いに發展の象なり物價の如きは後に騰るの占なりとす。

初六、濡其尾吝。

初六は陰柔にして陽位に居り才智足らず、何事を爲すにも未濟中の未濟なり、然るに本爻は九四に正應たるを以て其の援助あるものと爲し、自らの才能と時と位地とを顧みず、冒進して事に手を出す、而して九四は剛健の老練家且つ上位に居るものなれば、固より輕々しく事を爲す

小人などに縦合正應とはいへども、妄りに與みするものにあらず、是を以て初六は事に手を出しは出したれども、括ること能はず、進退窮まりて大困却の境遇に陥るなり、恰も小狐が深淺難易廣狹をも測らず、血氣に任せて涉り、途中にて身體疲れ、遂に尾を垂れ水中に濡して溺没するが如し、甚だ世間の物笑ひとなりて、内外に對して愧ち吝なるものなりとの意なり。

象傳曰。濡其尾。亦不知極也。

狐が川を涉るには必ず尾を掲げるなり、是れは尾を垂したまふ涉るときは、尾が水に浸りて重くなり、溺没の恐れあればなり、然れども尾を掲げて涉るも精力竭きれば疲勞して自ら尾を垂れ、水に濡らして溺るゝに至るなり、故經驗ある老狐は、水を涉る時は其の深淺廣狹等を見計ひ、自己の力と時を量りて着手するを以て過なければども、小狐の涉水の事に未熟なるものは一時の血氣に任せて冒進する故に、其の尾を濡すに至る、是れ亦己れの分限を知らぬ處より此の大失敗を招くのであるとなり「不知極也」とは、不知分也といふに同じ、思慮單純にして血氣にはやるもの深く戒むべきことなり。

【占斷大要】 世態人情に通せず、事業を經營するも始ありて終を結ぶの力なし、己れの才力を描らすして事を創め、失敗を招くことあり、資本薄弱にして商業を開き、半途にして閉店することあり、本又に當るもの宜しく己を省み、老練家に謀り、決して一人の意見を以てするなかれ、總して性急を戒め慎みて時を俟つべきなり。

九二、曳其輪。貞吉。

陽剛にして二に居るときは、他卦に在りては剛にして柔に居り中を得、事に臨みて剛に過ることなく、又無能のことなしといふべけれども、未済の時に當りては、専ら恭順を以て人事に接すべし、未済の時は君道艱難のときなり、六五柔を以て君位に居り、九二は陽剛の才を以て之に應じ、之を輔佐す、君道艱難の時は英才の大臣に任することは最も必要なり、然るに五は陰柔のことなれば、剛健の大臣を使用しがたき場合あり、且つ陰柔のものは誑惑に乗り易し、是を以て之が輔弼の任に當るもの頗る抑損恭順を守り、苟も專擅の處置なきよう常に注意せざれば、終始を完うすること能はざるべし、故に其の輪を曳く貞うすれば吉なりといふ、其の輪を曳くとは前卦にもある如く、車は前に進むものなれども、九二の場合は進むに銳きは災害の基なり、恰も進行する車輪を後より曳き止むるが如くして真正の道を盡せば、君も猜疑の心を懐くことなく、大臣其の任を完うして吉を得べし、昔唐の徳宗皇帝に大臣たりし郭子儀は、當時安祿山の亂後、唐代は既済より未済に移り、叛亂相繼ぎ、政治姑息の事のみ多かりし際に處し、身を以て天下の安危を爲すもの三十年、位人臣を極め、功天下を蓋ふ、而して主疑はす衆嫉まず、家人三千人、子孫皆顯榮、年八十三、天年を以て終りしといふ、子儀が亂世に處して安樂富貴、子孫繁榮の間に悠々身を終りしは、其の輪を曳き、真正に處せし故なりとぞ。

象傳曰。九二貞吉。中以行正也。

九二が真正を得て吉なるは、中庸を守り得て其の位地に止まり、妄に進まず、専ら正理を行へばなり。

【占斷大要】 才能ありて謹慎なり、剛直にして冒進せず、盛運將に至らんとす、最も吉兆あるときとす、益々和順を主として衆に接すれば大幸を迎ふべし、本爻を得るものは四爻及五爻に至り運勢盛なるべし、故に三四年の後志を得べし、若し小事なうは三四ヶ月の後に功効あるべし。

六三、未濟。往凶。利涉大川。

六三は陰柔にして陽位に居り、不中正にして才足らず、且つ内卦坎險の極に居り、一步を誤れば深谷に陥るべし、未濟の時特に笈々乎として其れ危し、徐に時を待つに如かず、進み往けば凶害に遭ふべし、然りと雖も未濟の時は早晚必ず濟るの時あるべし、本爻は陰柔不中正にして才能不足なりといへども、幸に剛健俊秀の上九に正應なり、獨進行くは凶なりといへども、上九なる船に乗りて往けば、如何なる大川をも渉るに利ありとなり、要するに獨立特行は覺束なけれども、驥尾に附して行けば行かれるとの意なり。

象傳曰。未濟征凶。位不當也。

未濟のとき進み往きて凶を見るは、原來六三の位地が不正當である故なり、この場合には徐に

時の來たるを待つべきことなり、世の中の事凡て時なり、時を得るが必要なり。

【占斷大要】 應援の正實なるものあらは、進んで事を爲すべし、獨行は見合すべし、水事に利あり陸上のごとに利あらざるときとす、因て海軍などには勝利ありて、陸戦には不利なるときとす、凡て陸行に不利にして水行に利しきとなり。

九四、貞吉。悔亡。震用伐鬼方。三年。有賞于大國。

九四は陽剛にして陰位に居り、大臣の位地なり、上に離明虛中の君を戴き、既に坎險を脱して未濟の半を過ぎたれば、艱難を濟ふ目當あるものなり、併し永年の大難を濟ふには、剛健の才あるにあらざれば能はざることなり、九四は剛健なれども陰位に居ることなれば、勇健剛毅のみに任すべからず、萬事真正の道を履行して、他より攻撃非難せらるゝやうなることなければ吉にして悔事消滅すべし、真正ならざれば如何に剛健なりとも濟ふこと能はざるなり、真正の道に違はずして震動するが如く奮勵の力を用ひ、古昔高宗が鬼方を伐ちし時の如く、全力を注ぎて事に従へば、長い間には成功し、朝廷より賞を賜はることあるべしとの意なり、古鬼方は頗る強く、高宗が之を征するに餘程困苦されたるものと見え、困難を排除するを鬼方を伐つといふ言を藉るに至れり、大國とは朝廷といふが如し。

象傳曰。貞吉悔亡。志行也。

九四は剛健の才を有して臣下の身分なれば、剛健のみに任せず、名正しく言順ひ、百事真正に

して吉を得、悔事消滅するは九四の志なり、今其の志を行ふ、故に此の結果を見るに至るなり
 【占斷大要】世に用ひられて大いに才能を發揮するを得るに至りしといへども、未だ公益を廣むるといふに至らずして種々憂あるときとす、然るに時將に至らむとす、日ならずして功業成りて天賞を得るに至るべし◎永年の辛苦其の效あらはれて事の統一を見、成功の目的決定するの象なり。

六五、貞吉无悔。君子之光。有孚。吉。

六五は陰柔にして剛健なる人君の位に居り、下九四の陽剛に比し、九二の賢者に應じ、處る所中を得、眞に其の處を得たるもの、且つ右の如く九二と九四との陽剛の應比あり、故に所爲何れも眞正にして吉を得て悔事なし、實に君子の徳光あるものといふべし、元來外卦離の中に在りて孚正の性あり、故に萬事信賴すべき徳あり、是を以て吉なりとの意なり。

悔亡は初め悔事のありしもの今は消亡したる意あり、无悔は最初より悔事のないことなり、悔亡より一層吉なり、故に九四と六五とを比較するに、六五の方一層吉なること知るべし。

象傳曰。君子之光其暉吉也。

君子の光とあるは、君徳の光明が四方に散布して萬姓其の光澤を被ふることにて、吉の上にも尙吉なり、故に前に「貞吉无悔吉」といつて、「又君子之光有孚吉」といへり、重ねて吉といひて深く稱讚せりとの意なり。

【占斷大要】徳行積重して其の澤を受くるもの多き象なり、◎衆人の上に立ちて温厚に人を待し、能く善を容る、人其の言貌

に按せんことを樂むの象あり。

上九有孚。于飲酒无咎。濡其首。有孚。失是。

此の爻辭は少し解し惡ひ文なり、平易に譯するときには自ら信する所ありて進んで事を爲すを止め、退いて酒宴を開き、以て自樂むときは咎なし、然れども餘り宴樂に耽り、其の首を水に濡ほすが如く之に溺るゝときは、自信ある所をも併せて喪失すべしといふが如し、さて上九は陽剛を以て上に居り離明の極なり、人事ならば聖君の顧問なり、六五の君聖明なれば未済の時も既済に移らむとす、未だ済らざる所は唯一部分のみ、此の時に當り上九從來六五の君を輔佐し來り、今六五は大に徳光を輝かし、未済の事業殆ど既済に至りし時なれば、上九復進んで新に事を爲すべき時にあらざるを覺り、此に自覺すべきを信じて、退いて酒でも飲んで悠々天を樂み、以て天子の寵命を保つべし、併し亦飲酒するは保養の爲なれば之に耽るべからず、餘り宴遊に耽り、狐が水を涉りて首まで濡すが如く是れにのみ溺るゝ時は、折角自覺したる誠心も併せて之を失ふに至るべしとなり、要するに功成り名遂げ、而して己れが輔佐したる主人も、今は立派に獨立するやうに至りし時は、潔く勇退して天命を樂むべし、是れ君臣の間のみならず、父子の中にも、その他政治家、會社員等の間にも、功勞者だとして、何時までも要路を占め權利を振ふは、第一少壯有爲の者の進路を妨げ、日進の事務を害することあり、此處に自覺

するは心中孚信あるものといふべし、故に功成り名遂げ、而して四圍の状態の恰好に至りし者は、速に勇退して功名を百世に傳ふべし。

象傳曰。飲酒濡首亦不知節也。

酒を飲んで悠々餘年を樂むは保養となれども、飲酒に首まで入れて耽溺するものは、是亦節制すること知らぬものといふべし。凡そ進退去就は時の宜しきに適せざるべからず、功成り名遂げ、而して別に用事もなければ退くは宜しけれども、亦必要の殘務あるをも顧みずして去る者も節に外れたることなり、すべて何事も過不及なく時を得るを宜しとす、易經六十四卦三百八十四爻、唯是れ時と位と處とによりて處理することを示したるものなり、

【占斷大要】 辛苦を重ね艱難を凌ぎ、大成功の後無事安樂を得たるときとす、此の時に當りては世俗の事に復望みを懐かず、獨り徳を施し道を履み、身を養ふを専一とすべきなり。功を負みて誇る心の生じ易きときとす、注意すべし。經營數年の功を一日にして失墜する象あり戒むべし。

周易講義卷五 大尾

占筮法

易の占筮法に就いては種々あれども、本筮とて十八變の法を正則とす、其の次を中筮とす、中筮は本筮を畧して六變となしたるものなり、又其の次を略筮とす、略筮は中筮を又略して三變となす、畢竟筮法は此の本中略の三筮法あるのみ、他は皆俗間に行はる、附會の方法なり、而して右三筮法何れを宜しとすといふことなし、何れも正筮法なり、普通學者の採用するは略筮法なり、因て略筮法に就いて其の方法を説明すべし。

先づ要件の疑はしものありて、何れに定むべきとも判し難き場合に臨み、之を神明に質す方法が即ち占筮法なり、至誠を以て天意に問ふものなれば、第一身を淨め、心を純一にして妄念雜慮を去り、謹んで其事件に對する吉凶悔吝成否興廢を示さんことを念しつゝ、筮竹を取るべし、抑も筮竹の數は五十本なり、此の五十本は大衍の數なり、大衍の數とは、天數の五に地の十を乗じたる數なり、天數とは一三五七九の奇數なり、地十とは二四六八十の偶數なり、尙詳細のことは繫辭傳を參照すべし、さて右五十本の筮竹を一束し、其の束基を左の手に握り、右手にて一本抜き、之を筮筒に立て、以て大極に象り定む、而して殘餘の四十九本を左手に其の束基を握りたるまゝ、先の方を少し扇形に擴げ、専心占事を念じつゝ、右手の拇指にて、其の擴がりたる筮竹の中邊に當

て、餘の四指は外面より抱き、額上に捧げ、至誠无妄の本心を以て氣息を凝らし、精神一到の極點に達したるとき、當てたる拇指にて之を中分するなり、其中分したる半を右手に持ちて筮臺に置く、是れ天地陰陽の兩義に象るなり、其の置きたる筮竹の中より一本取りて左手の小指の間に挟み、以て天地人三才に象るなり、而して左手に執る所の筮竹を右手にて二本づゝ四たび四たび即ち八本づゝ逐次に數へて、終りに前に小指に挟みし一本をも加へて、八本に滿つるか滿たざるか其の數に因て卦を決定するなり、右の如くにして一本残りたれば乾の卦、二本残りたれば兌の卦、三本残りたれば離の卦、四本残りたれば震の卦、五本残りたれば巽の卦、六本なれば坎の卦、七本なれば艮、八本の滿數にて殘餘なければ坤の卦と知るべし、此の卦の序次は乾・兌・離・震・巽・坎・艮・坤・之を象よりいへば天・澤・火・雷・風・水・山・地となり、此の序次をよく暗記して筮を揲へ、先づ一本残りたれば乾天☰三本残りたれば離火☲とし、初め得たる卦なるを以て之を内卦として机上に安置するなり、此にて一變とす、又更に前法の如く新に遣直して得たるものを外卦として、之を前に得たる内卦の上に重ね六畫卦となす、例へば二回目を得たる筮が二本残りし時は、前言の如く兌の卦☱なり、之を前回に得たる乾☰卦の上に重ねる時は、☱☰の如き形となる、兌が上にて乾が下なり、下は内卦、上は外卦、此の象を澤天夬といふ、若し又最初得たる卦が離にて、二回目に得たるものが巽☴なれば、離を下に巽を上重ね、☲☴の如き形となるなり、下が内卦上が

外卦にて、此の象を風火家人といふの類なり、其の二回、即ち外卦を求むるが第二變とす、此の二回の變を求めて全卦の吉凶を察するを得べし、而して各爻の變を見るを第三變とす、其の法前と同じなれども、卦を得るには筮竹を揲ふるに二本づゝ四回を以てするは八卦なればなり、爻は六爻故に二本づゝ三たびに數へて其の残りを見るなり、即ち一本残れば初爻、二本残れば二爻、三本は三爻と、順次に四五の爻を得、而して滿數にて殘餘なれば上爻と見るべし、此の第一第二第三の變を求めて、初めて何卦の何爻を得たりと決定す、而して其の吉凶悔吝は、全卦の象象辭にて大體を判し、爻の象辭にて一時を斷するなり、此の事は本文に據りて自得すべきなり。本筮法のごとは易經集註の序目にも詳なり、然れども却りて煩雜にして時間を要し、精神散漫し易し故に本筮中筮の方法は唯儀式的に用ひるは免も角、普通右の略筮にて充分なり。

自跋

秦皇李斯に聽いて天下の書を燔くに當り、易經を以て専らト筮の書と爲し、之をして湮滅に歸せざらしめしは、惟り本書の幸のみならず、實に斯文の大幸なりき。抑も天地間には自然の動作ありて、萬古瞬時も息むことなし、所謂天行健なるもの、之を天道といふ、日月星辰の連行、四時の推移、陰陽の消長、新陳變交の理、是れ皆天道の然らしむる所にあらざるはなし、而して其の運行、推移、消長、變交の理は、一定の軌道を流行して、錯亂するものにあらず、人は天地の理性を稟けて生るゝもの、則ち行動云爲、悉く天道に則り、其の流行の正路に立ちて、之を迎ふれば、則ち其の肯綮を體得すべし、其の眞理は本書の卦爻象象の辭に説盡して遺すことなし、則ち易學の要は、此の理を究めて之を人事に應用するにあり、然り而して天地の作用、萬物の情

は、是れ實に廣大幽玄、頗る天道に通じ、事物の情を詳にするにあらざれば、其の細縷交感變化窮りなきの理を盡す能はざるなり、聖人君子は力を此に致し、大小の事皆其の故を窮めて、當然の理を收攬せざるなし、是を以て身修まり家齊へ、天下亦以て安んずべし、其の此に至るは固より偶然のことにあらず、孔子の聖といへども、久しく研鑽の工夫を斯學に用ひ、韋編遂に三たび絶ち、吾れに數年を假して、易を學ばしめば、以て大なる過なかるべしといへり、淺學卑見經驗なく、徒に筮竹を揲ふる輩何ぞ能く物を開き務を成すを得むや、蓋し聖人君子の外、古今其の要訣を發明するもの幾ど稀なる所以は、そも斯道の廣大深遠、百般細大の事物に應じ、以て榮を迎へ辱を送るべき理の潜有するを發見する能はざればなり、是を以て庸人の爲に顧みられず、専らト筮の書と爲すに至りしは、惟り秦代の時の

みならず、今人亦其の見る所を同うするもの、如し、本書既に
秦火を免かれ、全經の今に至りて存するあり、若夫れ非常英俊
の輩出して、其の要を提げ、立を鉤るあらば、則ち方今の文明と
形而上下相須つて、其の世を益すること果して如何ぞ哉。

大正六年十二月

山岸輯光識

大正六年十二月十五日印刷
大正六年十二月十八日發行

非賣品

著者 山岸輯光

發行者 山口秀徳

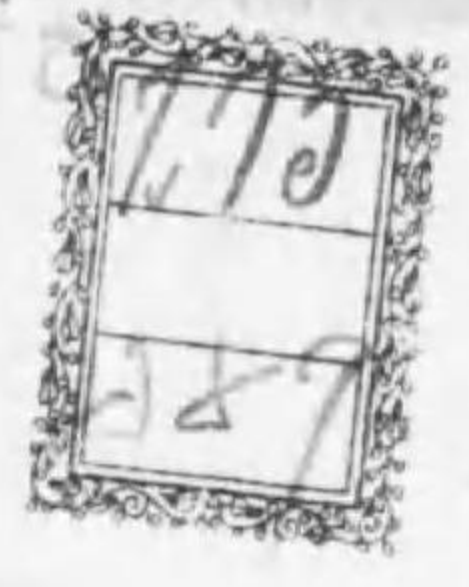
印刷者 吉原良三

印刷所 報文社

發行所

東京市神田區東神保町二番地
振替貯金口座東京三五八四五番

奎文館



終